# 第二次足立区環境基本計画改訂版

(兼・足立区地球温暖化対策地域推進計画)

(案)

# 「環境サミットіn足立」宣言文

足立区は、四方を一級河川に囲まれた水と緑豊かなまちです。この恵まれた自然環境は、私たちの生活にゆとりと潤いを与えてくれる、なくてはならない大切なパートナーでもあります。

しかしながら、永年にわたり、人間が経済最優先の物質的な繁栄を求め続けたことにより、環境は置き去りにされ、地球温暖化は加速的に進行してしまいました。 その影響は、生態系の変化、氷河の融解など、具体的な形となって現れはじめています。

地球温暖化のもたらす危機は、将来世代が直面する「未来の危機」であるばかりではありません。海面上昇による影響は、海抜 0 メートル地帯を多く抱える足立区にとって、区民の生命、財産、健康をも脅かしうる「今そこにある直接的な危機」でもあるのです。

この身近に迫る地球温暖化の影響を最小限にくいとめ、ふるさと地球を確実に未来に引き継ぐためには、私たちが今すぐにできることから、一つひとつ地球環境に配慮した行動をとっていくことが何よりも大切です。

足立区は、全ての区民、事業者、そして、国や全国自治体と手をたずさえ、高い 志をもった「日本一地球にやさしいひとのまち」を築き上げることを通じて、地球 温暖化防止に貢献していくことを、ここに宣言いたします。

平成20年6月21日

足立区では地球温暖化の現状とその防止策の必要性を区民のみなさんと考えるきっかけとして、2008(平成20)年度に「環境サミットin足立」を開催し、地球温暖化防止に貢献していくことを宣言しました。

# 目次

第	章 環境基本計画の中間見直しにあたって	1
1	環境を守る基本方針	1
2	中間見直しの背景	2
第	章 第二次環境基本計画改訂版の位置付け	10
1	計画の位置付け	10
2	計画の期間	11
3	対象とする環境の範囲	11
4	計画の実現のために	12
第	章 第二次環境基本計画改訂版の体系	13
1	6 つの柱	13
2	全体構成	14
第	章 基本目標と取り組みの実践(事業の体系)	15
5	分野1 地球温暖化・エネルギー対策(兼)「地球温暖化対策地域推進計画」	15
5	<b>計野 2 循環型社会の構築</b>	28
5	}野3 健康・安全なくらしの確保	34
5	分野4 人と自然の豊かなふれあいの創出	42
5	<b>分野 5 環境に配慮したまちづくり</b>	47
5	<b>分野 6 環境を学び、実践の輪を広げる</b>	54
第	章 推進の仕組み	I
ラー	-! ブックマークが定義されていません。	
1	推進体制	I
ラー	-! ブックマークが定義されていません。	
2	計画の進行管理	63
3	<b>抬</b> 標一瞥	65

# 第 章 環境基本計画の中間見直しにあたって

# 1 環境を守る基本方針

地球環境を守り、持続可能な社会を築くためには、区民・事業者・区(行政) が共通目標の達成に向けて、互いに協力して取り組む必要があり、その基本は、 一人ひとりが地球規模で環境問題を考え、行動することです。そのためにも、第 二次足立区環境基本計画改訂版(以下、「改訂計画」といいます。)では、第二次 足立区環境基本計画(以下、「現行計画」といいます。)の環境を守る基本方針「地 球にやさしいひとのまち」を踏襲し、「目標を達成した姿」を掲げます。

#### 環境を守る基本方針

# 地球にやさしいひとのまち

次の世代に美しい地球環境を引き継ぎます そのためにできること、しなければならないことは何でしょうか。 私たち一人ひとりが環境のことを考えて行動することが必要です。 みんなで取り組みましょう。

足立区は地球にやさしいひとのまちをめざします。

## 目標を達成した姿

## 地球にやさしいひとのまちとは

「ひと」とはこんな人

- 「もったいない」の心を持つ
- ・ 省エネで省マネーを実践
- ・ 環境学習(教育)に熱心
- ・ ごみは減らすし、分別も完璧
- ・ 汚れた空気や川はもうたくさん ・ みどりの豊かなまち
- ・ 緑、生き物が大好き
- ・ 環境重視の区政に参画

その「まち」ではこんなことになる

- ・ 区民・事業者が省エネに取り組んでいる
- ・ ごみ量が削減され、資源化率が高い
- 大気汚染基準値オールクリア
- たくさんの種類の生き物が生息
- ・ エコネット登録者が増加

# 2 中間見直しの背景

現行計画は、2008(平成20)年3月の策定から4年を経過し、計画期間の前半が終了しました。この間、社会の情勢は大きく変化しています。

2011 (平成 23)年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、電力供給不足などのエネルギー問題や、放射性物質の放出による汚染など、大きな影響を与えました。

また、世界に目を向けると、極端な暑さや寒さ、豪雨や干ばつなどの気候変動が頻繁に発生し、水害や農業への被害なども生じています。これらは、地球温暖化も、影響しているのではないかといわれています。

一方、足立区は、2008(平成20)年6月に「環境サミット in 足立」を開催し、 足立区民、事業者だけでなく、国や全国の自治体と手をたずさえて、地球温暖化 問題に貢献していくことを宣言しました。さらに、区民、事業者、各種団体及び 行政によるより実践的な活動もスタートしています。

## (1)世界の動向

国連持続可能な開発会議(リオ+20)

2012(平成24)年6月、ブラジルのリオデジャネイロで国連持続可能な開発会議(リオ+20)が開催されました。1992年に同じリオデジャネイロで開催された地球サミットでは、「環境と開発に関するリオ宣言」とそれを実現するための行動計画「アジェンダ21」が採択され、さらに気候変動枠組条約や生物多様性条約の署名が開始されるなど大きな成果を上げ、現在に至る地球環境保全や持続可能な開発の考え方のベースが作られました。

それから 20 年後, エネルギーや資源の有限性など「地球の限界」が明確化し, 国際社会では環境保全と経済成長の両立を目指す「グリーン経済」への移行がますます喫緊の課題になっています。新興国の著しい経済成長も過去 20 年間の大きな変化です。またスマトラ沖大地震及びインド洋津波, 東日本大震災などの経験を通じて,様々な大災害が持続可能な成長の大きな阻害要因となるとの認識も深まってきました。

リオ + 20のパンフレットには、世界の現状が以下のとおり記されています。 世界人口は現在の 70 億人から、2050 年には 90 億人にまで増加する。

現在、人口の 5 人に 1 人にあたる 14 億人が、1 日 1 ドル 25 セント以下で生活している。

電気を利用できない人々は全世界で 15 億人、トイレがない人々は 25 億人存在する。そして、およそ 10 億の人々が日々、飢えに苦しんでいる。

温室効果ガスの排出量は増え続けており、気候変動に歯止めがかからなければ、これまで確認されている生物種全体のうち、3分の1以上が絶滅する恐れがある。

私たちの子どもや孫たちに人間らしい生活が営める世界を残すためには、貧

困のまん延と環境破壊という課題に今すぐ取り組む必要がある。

こうした緊急課題に今すぐ本格的に取り組まなければ、貧困や不安の増大、 地球環境の劣化など、将来においてさらに大きな代償を払わなければならな いだろう。

リオ+20 では、今後 10 年間の経済、社会、環境のあり方について首脳レベルが議論し、持続可能な開発と貧困の撲滅のために経済、社会のあり方を抜本的に見直す「グリーン経済」への移行とそのための技術革新の重要性が認識され、各国での取り組みが促されました。

#### 地球温暖化対策の動向

2012(平成 24)年 11 月に世界気象機関(WMO)は、大気中の主要な温室効果ガスである二酸化炭素( $CO_2$ )、メタン( $CH_4$ )及び一酸化二窒素( $N_2O$ )は増加を続けており、2011年における世界平均濃度は、過去最高値を記録したこと発表しました。また、これまで人類が大気中に排出してきた  $CO_2$ のうち、大気中に残留しているのはその約半分で、海洋や陸域生物圏による吸収量が着実に増加していることから、海洋の酸性化の進行と、海の食物連鎖への影響の可能性が指摘されています。

地球温暖化対策については、1997(平成9)年 12 月に京都市で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」で、京都議定書がまとめられました。京都議定書は、2005(平成17)年2 月に発効し、同年4 月には、日本の数値目標として温室効果ガス排出量を1990(平成2)年比で6%削減が明記されました。さらに日本は、2009(平成21)年9 月に全ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とした上で、温室効果ガスを2020(平成32)年までに1990(平成2)年比25%削減を目指すとの中期目標を世界に表明しています。

しかし、京都議定書には米国が参加せず、また経済発展で排出量が増加してきた中国などの新興国には、削減義務が課されていないため、日本は京都議定書の延長には反対の立場でした。2011(平成23)年12月の第17回締約国会議(COP17)において、2015(平成27)年までに米中を含む全ての国が参加する新枠組みを構築することに合意したことを受け、日本は京都議定書から離脱し、それまでの間は、自主的に削減することになりました。

なお、震災と原発事故によりエネルギー政策が大きく変わりますが、2012 (平成24)年の第18回締約国会議(COP18)でも、日本は2009(平成21)年 に表明した中期目標である25%を堅持することを表明しています。

#### 生物多様性の動向

「国際生物多様性年」である 2010 (平成 22)年、生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10)が名古屋市で開催され、「遺伝資源への"アクセス"とその利用から得られる"利益の配分" (ABS)」に関する国際ルールを定めた「名古屋議

定書」と、2011(平成 23)年以降の新戦略計画「愛知目標」が採択されました。

#### (2)国の動向

#### 第4次環境基本計画

2012(平成24)年4月に、「第4次環境基本計画」が閣議決定されました。この計画では、目指すべき持続可能な社会の姿を"人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、総合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会"としています。さらに、放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響などを含む「放射性物質による環境汚染からの回復等」が新たに取り上げられました。

## 震災後のエネルギー環境政策

東日本大震災の発生に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、エネルギー政策の見直しが進められ、同時に地球温暖化対策についても新たな道筋が必要となっています。こうした中で、政府のエネルギー・環境会議は、さまざまな国民的議論を踏まえ、2012 (平成 24)年9月に、以下の5つで構成される「革新的エネルギー・環境戦略」がまとめられました。

- (1)原発に依存しない社会の一日も早い実現
- (2) グリーンエネルギー革命の実現
- (3)エネルギーの安定供給
- (4)電力システムの改革の断行
- (5)地球温暖化対策の着実な実施

これを受け、2030(平成 42)年までに2010(平成 22)年比10%の節電と最終エネルギー消費19%の省エネ、水力を除く再生可能エネルギーでの発電を8倍に増やすことを前提にした「グリーン政策大綱」が、2012(平成 24)年中にまとめられる予定です。

また、地球温暖化対策についても、2012(平成24)年中に、2013(平成25)年 以降の「地球温暖化対策の計画」がまとめられる予定です。

なお、再生可能エネルギーについては、2012(平成24)年7月1日から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始されています。この制度は再生可能エネルギーの普及・拡大を目指すもので、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、日本の産業の育成を後押しするものとして期待されています。

#### 生物多様性の取り組み

国における生物多様性保全の取組みとしては、2008(平成20)年6月に「生物多様性基本法」を制定し、2010(平成22)年3月「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定しました。その後、愛知目標の採択を受けて、愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップや2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性で

ある「5つの基本戦略」を示した「生物多様性国家戦略 2012 - 2020」を 2012 (平成 24)年9月に閣議決定し、取組みを進めていくこととしています。

## (3) 東京都の動向

カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト

東京都においては、2006(平成 18)年 12 月に策定した「10 年後の東京」の中で、「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」を推進し、「平成 32 年までに、東京の温室効果ガス排出量を平成 12 年比で 25%削減」することを掲げ、世界で最も環境負荷の少ない都市を実現することを宣言しました。この目標を達成するために、環境確保条例を改正し、2010(平成 22)年 4 月から、大規模事業所を対象とした温室効果ガスの総量削減義務化と排出量取引制度(キャップ・アンド・トレード)、中小規模事業所を対象とした温室効果ガス排出量の報告を求める「地球温暖化対策報告書制度」の導入等により、取組を推進しています。

## 震災後の動向

その後、東日本大震災の発生を受けて、安定的な電力確保や首都直下型地震等に対する懸念の高まり等、これまでの枠組みでは対応しきれない新たな課題に対応し、東日本大震災を乗り越えて発展を続けるために、2011(平成23)年5月に「都政運営の新たな戦略」を策定しています。この戦略の中に、これからの政策強化のポイントとして「低炭素型エネルギー政策の推進」が位置づけられています。今後は、エネルギー政策を重要な柱の1つとして位置づけ、危機管理の観点からもエネルギー源の多様化・分散化を図るとともに、生活様式や社会構造の転換につなげていくとしています。

2011(平成23)年12月に策定した「2020年の東京」は、「10年後の東京」計画を充実・強化し、都政運営の中長期的な道筋を示すものとして、2020(平成32)年までの10か年を計画期間とする新たな長期ビジョンを掲げています。その中で、計画における目標として、「低炭素で高効率な自立・分散型エネルギー社会を創出する」ことを掲げ、「経済成長と環境の両立を目指し、東京から新しいエネルギー政策を発信する」、「世界で最も環境負荷の少ない、最先端の低炭素都市を実現する」、「世界に誇るクリーンな都市環境を創出する」の3つの施策に取り組むこととしています。

また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の開始を受けて、建物所有者が自ら太陽光発電を設置する従来の手法だけでなく、発電事業者が一定の面積を有する屋根を借りて太陽光発電を設置し、建物所有者が屋根の賃料を得る「屋根貸しビジネス」への関心が高まっています。これに対応して、東京都も太陽光発電「屋根貸しビジネス」マッチング事業を平成24年9月から開始しています。

#### 生物多様性の取り組み

生物多様性保全に向けた取組としては、2007(平成 19)年度に開始した「緑の東

京 10 年プロジェクト」等に基づき、校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくりを行うなど、緑の創出や自然保護を進めてきました。

また、「緑施策の新展開~生物多様性の保全に向けた基本戦略~」を 2012 (平成 24)年5月に策定し、生物多様性の分野での「世界の諸都市の"範"となる持続可能な都市モデル」を示し、実効性のある施策を構築しました。生物多様性の保全に向けたあらゆる主体の参画と協力を得ながら、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京を実現していくこととしています。

# 3 中間見直しにおいて考慮した点

## (1)地球温暖化・エネルギー対策

現行計画では「地球温暖化防止」として二酸化炭素( $CO_2$ )排出量削減を目標にした取り組みを進めてきましたが、以下の点から見直しています。

## 震災・原発事故による影響

震災後、化石燃料を使う火力発電の割合が高くなり、キロワットあたりの二酸化炭素( $CO_2$ )排出量が震災前に比べ増加しているため、節電の取り組みにより電気使用量を削減しても、必ずしも $CO_2$ 排出量が減少するとは限りません。そこで、区民・事業者の取り組み結果を直接的に評価できる電気・都市ガス使用量の削減を目標とし、省エネ行動や再生可能エネルギーの拡大などのエネルギー対策をさらに進めることにします。

#### 温暖化しつつある気候への対応

国内外で既に気候変動による影響があらわれており、温室効果ガスを最大限削減しても、当面は温暖化の傾向が続くことが予想されています。このため、これまで実施してきた温室効果ガス削減など地球温暖化を緩和する施策に加え、温暖化する気候に適応する施策を検討し、緩和策と適応策の両面から温暖化対策を進めることにします。

## (2) 環境教育基本方針・実施計画の統合

これまで現行計画とは別に環境教育基本方針・実施計画が策定され、現行計画には、各分野を貫く施策として、協働、環境教育が盛り込まれていました。しかし、環境教育基本方針・実施計画の策定から5年が経過し、国の法律が新たに環境教育等促進法として再構築されたことから、この計画を見直すことにしました。環境の施策を進めるためには、子どもたちへの環境教育と区民・事業者との協働が欠かせません。これらをより効果的に進めるため、「環境を学び実践の輪を広げる」という分野(柱)を創設し、この計画に統合します

#### (3) 指標の考え方

電気・都市ガス使用量やごみ量など目標値を定めて施策を進める「個別目標」と、 二酸化炭素排出量、川の魚の種類など継続的に状況を把握するための「参考数値」に 分けて、施策の進捗を管理します。

# 4 「目標を達成した姿」を目指す上で重要な視点

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機に、自分たちが使うエネルギー源、安全・安心して暮らせるまちのあり方、人々のつながりや絆などの重要性について、区民の価値観や意識にも大きな変化が生じていると考えられます。

そこで、足立区におけるまちづくりの原点となる、足立区基本構想が掲げた「めざすべき足立区の将来像」(下記 )に立ち返り、現行計画の「目標達成した姿」を再確認しました。その結果、目標を達成した姿を目指す上で重要な視点を次図のとおり明確にしました。

目標を達成した姿を目指す上で重要な視点

地球にやさしいひとのまち

めざすべき足立区の将来像 (足立区基本構想より)

魅力と個性のある 美しい生活都市

自立し支えあい安心し て暮らせる安全都市

人間力と文化力を育み 活力あふれる文化都市

#### 意識から行動へ

震災以降の節電活動の浸透、定着に見られるような、人々の 高い環境意識に根差した行動が効果的に実現されていること

## 低炭素社会への転換

少ないエネルギーを効率的に利用し、豊かさを実感できる暮らしができていること

## 自然と共生する社会

自然にふれあい、自然とのつながりを考え、自然環境がもたらす豊かな恵みが将来世代においても享受されていること

#### 安全・安心な社会の実現

エネルギーの需給バランスが保たれ、生活基盤が確保される とともに、環境汚染や公害がなく、懸念される気候変動からの 安全・安心が確保されていること

#### 地域の力による環境への貢献

環境について地域で学び、教え合うとともに、環境分野での人々の繋がり、コミュニティが形成されており、環境に関する幅広い知見や、地域の生活に根ざした知恵が生かされていること

足立区基本構想(2004(平成16)年10月策定)が掲げた「めざすべき足立区の将来像」

魅力と個性のある美しい生活都市

水と緑が豊かな環境、都心にも近い立地性、地域の歴史・文化を生かすことにより、区民が安全・安心・快適な環境の中で生活できて、いつまでも住んでいたい、住んでいてよかったと思えるようなまちをめざす

自立し支えあい安心して暮らせる安全都市

「誰もが人として普通に生活を送り、共に暮らせる社会」を実現するため、自立を志す区 民自身の努力が、NPO・ボランティアや行政の支援により効果的に機能する新しい社会シ ステム(自助・共助・公助のしくみ)の構築をめざす

人間力と文化力を育み活力あふれる文化都市

足立区を支える基本は区民であり、人づくりは足立区の未来に対する投資であるとの認識のもと、区民の「人間力」「文化力」を育むとともに、特に一人ひとりの子どもが豊かな人格を形成できる環境づくりをめざす

なお、「目標を達成した姿」を描き、そこに至る過程においては、社会経済の状況の変化、新しい知見や技術の活用に加え、区民の意識や価値観の変化に適切に対応することが必要です。2016(平成28)年度から計画期間が始まる予定の第三次環境基本計画の策定の中で、議論をさらに深めることとします。

# 第 章 第二次環境基本計画改訂版の位置付け

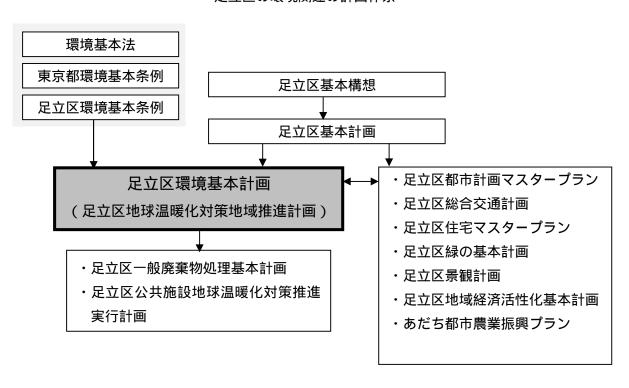
# 1 計画の位置付け

「第二次環境基本計画改訂版」(以下「改訂計画」といいます。)は、足立区環境基本条例第8条に基づき、地域の環境を総合的かつ計画的に保全するとともに、地球環境の保全に寄与するための計画であり、「足立区基本計画」を環境面から補強する分野別基本計画です。他の分野別計画における環境に係る領域については、改訂計画の示す方向への整合を促します。

なお、改訂計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(地球温暖化対策 推進法)に基づき策定する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策 編)」に該当する計画を兼ねています。

また、2006(平成 18)年に策定した「足立区環境教育基本方針・実施計画」を統合し、2012(平成 24)年 10月から施行された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)」第8条に基づく、区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を含むものです。

#### 足立区の環境関連の計画体系



# 2 計画の期間

改訂計画の計画期間は、2013 (平成 25)年度から 2015 (平成 27)年度の 3年間とします。

## 計画の期間

2013 (平成 25)年度

2015 (平成 27)年度

第二次環境基本計画

第二次環境基本計画改訂版

第三次環境基本計画

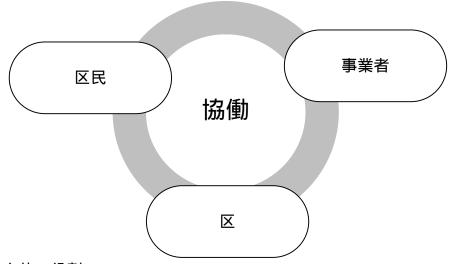
# 3 対象とする環境の範囲

改訂計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

資源・エネルギーの 公害の防止 (大気汚染・水質 汚濁・土壌汚染・騒音・振動・ 効率的な利用、 地球環境 生活環境 地盤沈下・悪臭) 地球温暖化緩和策、 ごみ・有害化学物質対策、大気、 適応策など 水質、空間放射線量の測定 など みどり・水・ 生き物の保全、 自然環境 まちの環境 自然とのふれあい、 まちづくり、 生物多様性保全の 環境美化、景観 など 意義啓発 など ひとづくり 環境教育、事業者及び 区民との協働 など

# 4 計画の実現のために

改訂計画の主体は、区民、事業者及び区の三者とし、三者の協働により推進 します。



## (各主体の役割)

環境保全について関心・知識を持ち、日ごろから環境への負荷を低減する 行動に努める。(区民・事業者・区)

自然環境の保全(区民・事業者・区)

良好な生活環境の保全(区民・事業者・区)

環境の保全に関する情報の提供(事業者・区)

環境の保全のための基本的かつ総合的な施策の策定、実施(区)

区が実施する施策への協力(区民・事業者)

足立区では、基本構想・基本計画において、協働を経営理念に、「協働による力強い 足立区の実現」を基本理念とし、2009(平成21)年3月に協働を推進するための手 引書「あだち協働ガイドライン」を発行しています。

足立区における区民等と区との協働の定義(基本計画による):

協働とは、区民と行政、または様々な主体同士が、お互いの特性と役割の違い を理解し、共通の目的のもとに相乗効果を上げながら、公共的課題に取り組むこと

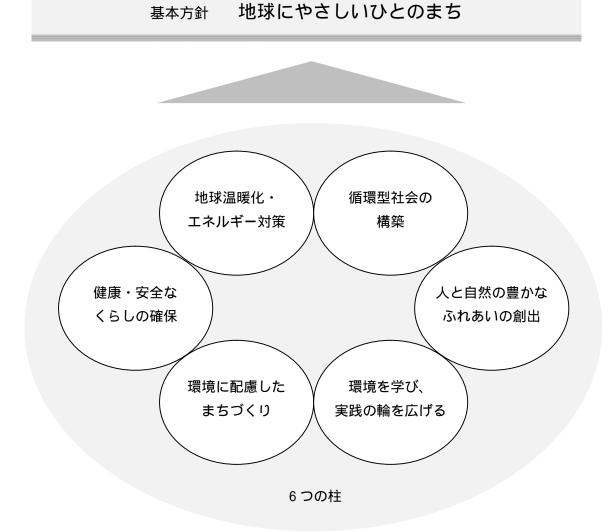
あだち協働ガイドライン(2009(平成21)年3月)より引用

# 第 章 第二次環境基本計画改訂版の体系

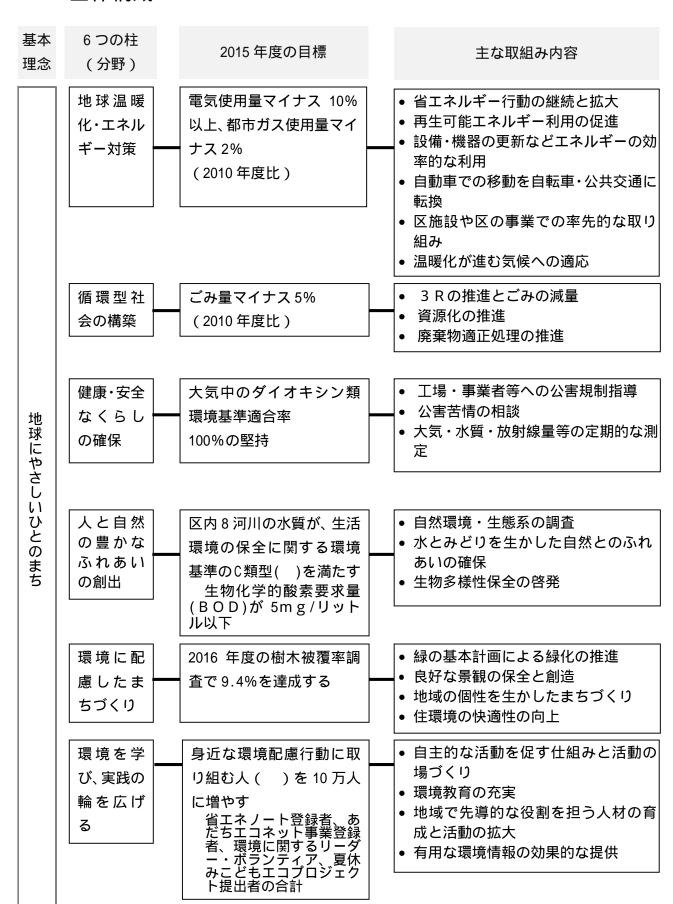
# 1 6つの柱

改訂計画では、基本方針「地球にやさしいひとのまち」の実現に向け、6つの柱(分野)を設定します。

6つの柱



# 2 全体構成



# 第章基本目標と取り組みの実践(事業の体系)

分野 1 地球温暖化・エネルギー対策〔( 兼 )「地球温暖化対策地域推進計画」〕

区民、事業者、区がそれぞれの立場で省エネルギーや再生可能エネルギーの活用を推進し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO2)の発生抑制を図ります。

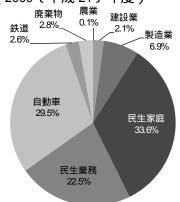
目標 電気使用量マイナス 10%以上、都市ガス使用量マイナス 2% (2010(平成 22)年度比)

電力等のエネルギー使用量データが把握できる 2010(平成 22)年度を基準年とします。

#### 現状と課題

- (1)区では、区域全体の温室効果ガス削減を目標とする「足立区地球温暖化対策地域推進計画」と、区の事務事業活動によって排出される温室効果ガスの削減を目標とする「足立区公共施設地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、取組を行ってきました。
- (2)2009(平成 21)年度の二酸化炭素(CO2)排出量は、234万2千トンで、1990(平成 2)年度から31万8千トン減少(12.0%)しています。
- (3) 足立区における二酸化炭素排出量 を部門別に見ると、民生家庭部門、 民生業務部門、自動車による排出で 約85%を占めています。

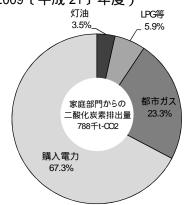
二酸化炭素(CO2)排出量の部門別構成比 (2009[平成21]年度)



(4) 足立区の家庭部門からの二酸化炭 素排出量は78万8千トン、1世帯当 たりでは2,774kg(2009年度)です。 家庭から排出される二酸化炭素のう ち、電気・ガスを要因とするものが、 9割程を占めています。

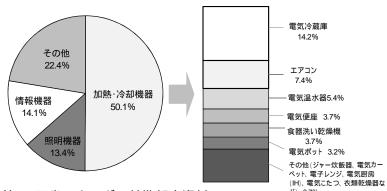
出典:特別区の温室効果ガス排出量 (1990年度~2009年度) 平成24年3月) オール東京62市区町村共同事業 「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

家庭部門からの二酸化炭素排出量(燃料種別) (2009 (平成 21)年度)



(5)家庭の中で電気を多く使 用する電化製品は、冷蔵庫、 エアコンと照明機器です。 これらの機器の省エネが必 要になっています。

#### 家庭の中で電気を多く使用している電化製品

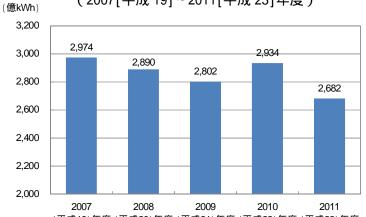


ど) 8.7% 出典:第17回省エネルギー基準部会資料 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (http://www.jccca.org/)より作成

(6)2011(平成23)年3月の東日本大震災以降、我が国の電力供給が不足して計画 停電が実施されました。その後、2011(平成23)年夏は東京電力管内において政 府の電力使用制限が実施されたこともあり、節電が積極的に取り組まれました。

この結果、東京電力管内の2011 (平成23)年度の電気使用量は、 2010(平成22)年度に比べ8.6% 減少しています。足立区内にお いても、2011 (平成23)年度の 電気使用量が 2010(平成 22)年 度に比べ 8.0%減少しました。 夏以降も節電・省エネは継続し て取り組まれており、広く定着 しつつあります。

電気使用量の推移(東京電力管内) (2007[平成 19]~2011[平成 23]年度)



(平成19)年度(平成20)年度(平成21)年度(平成22)年度(平成23)年度 出典:東京電力株式会社ウェブサイトより作成

(7)2011(平成23)年度の東京ガ ス管内の家庭におけるガス使用 量は、2010 (平成 22)年度に比 べ2.4%増加しましたが、足立区 内においては、2011(平成 23) 年度のガス使用量が 2010 (平成 22)年度に比べ1.2%減少しまし た。

ガス使用量(家庭用)の推移(東京ガス管内) (2007[平成 19]~2011[平成 23]年度)



(平成19)年度 (平成20)年度 (平成21)年度 (平成22)年度 (平成23)年度

出典:東京ガス株式会社ウェブサイトより作成

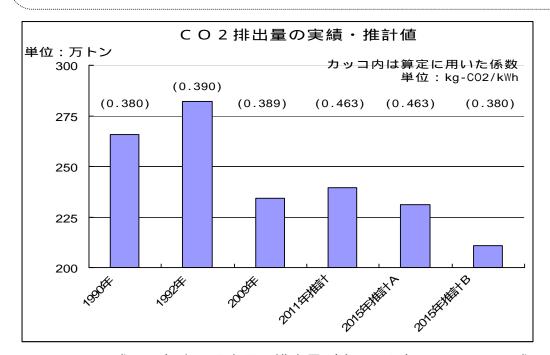
- (8) 今後も、家庭生活や事業活動における節電・省エネの取組みの継続的な推進により、エネルギー使用量(電気・ガス)を削減するとともに再生可能エネルギーの導入を進め、二酸化炭素の発生を抑制していくことが必要です。
- (9) 震災直後、電気、燃料などのエネルギー供給が不足し、これまでの大規模・集中的なエネルギー供給の問題点があらわれました。こうした問題に対応し、地域の安心・安全を確保する面からも地域でエネルギー対策に取り組む必要があります。
- (10)区内の二酸化炭素排出量のうち、自動車からの排出が約3割を占め、この割合は23区で最も高くなっています。区内は、鉄道やバス路線網が整備され、地形も平坦なことから公共交通や自転車を活用することで、自動車の利用を抑制することが必要です。
- (11)地球温暖化による影響はすでに現れつつあります。世界中で温室効果ガス削減に最大限努力したとしても、今後数十年にわたり、地球温暖化の影響を避けることはできません。このため、中長期的に気候が温暖化し、変化していくことを前提として、社会が適応していくことが必要になっています。温室効果ガスの排出削減など温暖化を緩和する施策と、適応するための施策の両面から地球温暖化対策を進めていくことが必要になっています。

足立区の温室効果ガス排出量と将来の見通し 削減目標を達成した場合の C O <sub>2</sub> 排出量を推計すると、以下のようになります。

2015 (平成 27) 年度の電気・ガス使用量の削減目標を達成した場合の C O 2 排出量電気使用にかかる C O 2 は、1 k W h あたりの排出量である排出係数で算定しますが、原発事故以降、火力発電の割合が高まっているため、排出係数が高くなっています。現時点では、今後の状況が不明なため、二つのケースで推計しています。

推計A 2011(平成23)年度の排出係数(0.463)で算定した場合 231万トン (1990(平成2)年度比マイナス13.1%)

推計 B 1990 (平成 2) 年度の排出係数(0.380)で算定した場合 211 万トン (1990 (平成 2) 年度比マイナス 20.6%)



1992(平成2)年度は過去最も排出量が多かった年、2009(平成21)年度は現時点で確定している最新データです。

2011(平成 23)年度は、震災後の節電行動により電気使用量は減少しましたが、排出係数が高くなったため、 $CO_2$ 排出量は 2009 年度よりも増加する見込みです。

推計値のうち、電気・ガス以外(自動車、灯油、廃棄物等)からの排出量は、ここ 5年間のデータの傾向から推計しています。また、区内の太陽光発電分を差し引いて、 CO<sub>2</sub>排出量を推計しています。

対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策推進法」第 2 条第 3 項に定められる 6 種類のガスとします。ただし、足立区における温室効果ガスの排出量の 96.8% を CO2 が占めることから、 $CO_2$  を対象として参考数値を設定し、その動向を注視していきます。

温室効果ガス排出量の構成比(2009[平成21]年度)

ガス種別	排出量 (千 t-CO2)	構成比
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	2,342	96.8
メタン(CH <sub>4</sub> )	3	0.12
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> 0)	19	0.77
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	56	2.31
パーフルオロカーボン(PFCs)	0	0.00
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	1	0.03

出典:特別区の温室効果ガス排出量(1990年度~2009年度) 平成24年3月) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

#### 取組内容

# 地球温暖化・エネルギー対策 省エネルギー行動の継続 省エネルギー行動の継続と 省エネルギーを促進するしくみづくり 拡大 再生可能エネルギーの活用 再生可能エネルギー利用の 廃棄物焼却の熱エネルギー利用 促進 スマート・コミュニティの形成 地域分散型エネルギーの確保 省エネルギー機器の普及・導入促進 設備・機器の更新などエネル エネルギーの効率的な利用 ギーの効率的な利用 新たなエネルギー技術の利用 事業者の設備機器更新の支援 省エネルギー住宅・建物の普及促進 ESCO 事業の導入の検討 公共交通・自転車利用の活用の拡大 自動車での移動を自転車・ エコドライブの推進 公共交通に転換 環境性能の高い自動車の普及促進 公共交通網の整備 自転車交通の環境整備 区施設での地球温暖化対策の推進 区施設や区の事業での率先的 環境イベントにおけるカーボン・オフ な取り組み セットの導入 フロン回収システムの啓発 フロン回収の促進

情報提供・普及啓発

地表面からの放射熱の抑制

温暖化が進む気候への適応

# 個別目標

18.03 [7.10]						
	単位	現状の実績	2015(平成 27)年度の目標値			
		(2010 (平成22)年度)	2010(17%21)干皮の白棕榈			
区内の年間電気使用量	kWh	28 億 1,576 万	25 億 3,418 万 ( 10%)			
区内の年間都市ガス使用量	m³	1億3,867万	1億3,589万(2%)			
区内に設置された太陽光パネルの	kW	9,421	25,000			
発電容量	KW	(2011(平成23)年度)	25,000			
区施設での年間電気使用量	k₩h	7,748万	6,586万( 15%)			
区施設での年間都市ガス使用量	m³	362 万	337万(7%)			
自転車駐車場収容台数	台	58,333	64,000			
自転車利用環境整備延長	km	1.1	1.3			

# 参考数值

	単位	現状の実績	2015 (平成 27)年度の	
		(2010 (平成 22)年度)	見込み値	
	トン	234 万	224 15	
CO <sub>2</sub> 排出量(区全体)		(2009(平成21)年度)	231 万	
区公共施設 CO₂排出量	トン	39,066	39,234	

# 1 省エネルギー行動の継続と拡大

東日本大震災以降、区民や事業者により取り組まれている節電・省エネルギー 行動の継続的な実施とより一層の拡大を図ります。

足立区では、区民·事業者·区(行政)が協働し、省エネルギーやライフスタイルの変革を推進するため、区民の意識や関心を地球環境の保全に向けていくことに取り組みます。

## (1) 省エネルギー行動の継続

節電や省エネルギーに対する家庭や事業者の意識の高まりにより、身近な節電・省エネルギー行動が実践されています。今後もこの行動を、継続するとともに、より一層拡大していきます。

## (2) 省エネルギーを促進するしくみ

広報紙・インターネットなどの媒体を通じ、「省エネノート(あだち区民環境家計簿(WEB版)」を普及させ、家庭の省エネルギー行動を支援します。また、あだちエコネット事業との連携についても検討します。

環境イベントや展示により、区民・事業者に省エネの実践について PR やキャンペーンを実施します。また、子供たちへの啓発活動として、夏休み子どもエコプロジェクトやキッズ ISO プログラムを実施し、学校や家庭における省エネを促進します。

事業所については、環境配慮について計画から実施、結果の点検・評価、計画の見直しまでを系統的に管理する、国際標準規格である「ISO14001」と、環境省が策定した「エコアクション 21」があります。区ではエコアクション 21 について、中小事業者への紹介や認証取得セミナーなどを実施し、支援しています。また ISO14001、エコアクション 21 の認証取得費用の一部助成などの導入支援を行っていきます。

# 2 再生可能エネルギー利用の促進

再生可能エネルギーや廃棄物焼却の熱エネルギーの利用を進めるとともに、スマート・コミュニティの形成に向けた実施可能性の検討や地域分散型エネルギーの確保に取り組みます。

#### (1) 再生可能エネルギーの活用

電気や熱を作り出すことのできる再生可能なエネルギーの普及促進を図っていきます。

足立区の地域特性から、特に太陽エネルギーの活用を進めていきます。 補助制度などにより太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの設置を 支援し、公共施設においては太陽エネルギー利用機器の率先的な導入を図 ります。

このような取り組みを推進し、再生可能エネルギーで区内電気使用量の 1%を発電することを目指します。

## (2) 廃棄物焼却の熱エネルギー利用

清掃工場においてごみを焼却する際に発生する熱を有効に利用します。 足立清掃工場では、隣接する温水プールなどの施設で活用しています。また、発電を行って工場で使う電力を賄うほか、余剰電力を売却しています。

## (3) スマート・コミュニティの形成

地域におけるエネルギーの有効利用に加え、太陽光発電等の再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用も含め、エネルギーを地域単位で統合的に管理し、交通システム、市民のライフスタイルの転換などを複合的に組み合わせた地域社会であるスマート・コミュニティの形成に向け、事業者や研究機関と連携した実証実験など進めていきます。

## (4)地域分散型エネルギーの確保

震災直後、電気、燃料などのエネルギー供給が不足し、これまでの大規模・集中的なエネルギー供給の問題点があらわれました。平常時のみならず災害時における必要なエネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーなどによる地域分散型エネルギーの確保に努めます。

# 3 設備・機器の更新などエネルギーの効率的な利用

省エネルギー設備・機器、省エネルギー住宅・建物の普及促進を図るとともに、新しいエネルギー技術の利用に向けた研究を行い、エネルギーの効率的な利用を進めます。

#### (1) 省エネルギー設備・機器の普及・導入促進

省エネルギー設備・機器の導入は、CO2の削減や電気代等のランニングコストの低減にもつながります。これらに関する情報を必要とする人に必要な時に提供するとともに、設備・機器の更新を支援します。特に、各家庭で身近に取り組める対策として、省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、照明機器などへの買い替えを促進します。また、ガス機器についても高効率な機器への買い替えを促進していきます。

#### (2) エネルギーの効率的な利用

照明、給湯、モーターなど、エネルギーを光や熱、動力などに転換するさまざまな方法がありますが、エネルギーロスがより少ないエネルギーを効率的な方法で使うことが必要です。電気、ガス、石油、蓄電池、再生可能エネルギー等、それぞれのエネルギーの特性を踏まえた効率的な利用を図ります。

## (3)新たなエネルギー技術の利用

新しいエネルギー技術について、最新情報を把握し、適用の可能性を常に研究していきます。最近では、ICT(情報通信技術)や蓄電池を活用した省エネルギーの新技術が実用段階に入りつつありますので、効果の期待できるものについてはその情報を区民・事業者へ提供するとともに,区の公共施設において積極的にそれらの設備の導入を図ります

## (4)事業者の設備機器更新の支援

大規模事業者においては、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)による規制や、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)による温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度などが導入されており、事業所における削減対策の実施が義務付けられていますので、これらの施策により、設備機器の更新が促進されています。

中小規模事業者においては、東京都の省エネ診断事業や省エネ研修会などの支援策を利用し、対策の推進を図ることができます。区は、これらの制度についての情報提供を行うとともに、施設用 LED 照明設置に対する補助金を交付するなど、設備機器更新に向けた支援を実施していきます。

#### (5) 省エネルギー住宅・建物の普及促進

建物の効率的なエネルギー利用のため、建築物新築時のエネルギー対策 ガイドラインなどを策定するなど、既存住宅の断熱性能の向上や設備・機 器の更新を支援します。

新たな開発地区などにおいて地域冷暖房や地域内熱供給といったエネルギーを面的に利用する方法を検討します。

#### (6) ESCO 事業の導入の検討

一定規模以上のエネルギーを利用する施設(事業者)が行う省エネ、環境配慮行動として、ESCO事業の啓発や支援を進めるとともに、区の施設での導入を検討します。

# 4 自動車での移動を自転車・公共交通に転換

公共交通や自転車の利用促進に努め、自動車利用を抑制し、荷物の運搬など自動車を利用しなければならない場合は、エコドライブの推進を呼びかけます。 自動車を買い替えるときは、エコカーや電気自動車など環境性能の高い自動車を選ぶよう啓発します。

公共交通網の整備を進めるとともに、自転車交通の環境を整備し、自動車による移動からの転換を図ります。

## (1)公共交通・自転車利用の活用の拡大

自動車からのCO2の排出量が、23 区の中では高い水準で推移しています。公共交通や自転車の利用促進を図ることで、自動車利用を減らし、環境負荷の低減を目指していきます。

区の事務事業では、公共交通と自転車の利用を促進します。

## (2)エコドライブの推進

エコドライブ、アイドリング・ストップなどの運転方法の普及啓発を広く行います。特に運輸業者、物流事業者等、自動車を利用する多くの人に働きかけます。

区では、運転距離と燃料消費の記録をとり、エコドライブを徹底します。

#### (3)環境性能の高い自動車の普及促進

自動車の買い替え時には環境性能の高い車を選択するよう、区民・事業者にPRをするとともに、区では積極的に導入します。

#### (4)公共交通網の整備

今後の鉄道新線として、地下鉄8号線の亀有以北の区内延伸、環七高速 鉄道(メトロセブン)の整備促進を目指します。また、誰もが安心・快適 に移動できる環境づくりを目指して、「足立区総合交通計画」に基づき、バ ス路線網の整備を進めていきます。

#### (5)自転車交通の環境整備

自転車の利用促進を図るために、自転車が安全で快適に走行できる道路 整備や自転車駐車場の整備などを行い、歩行者・自転車・車が共存できる 環境づくりを目指していきます。

# 5 区施設や区の事業での率先的な取組

「足立区公共施設地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、省資源・省エネルギーに努めるとともに、環境イベントにおけるカーボン・オフセットの導入など、 率先的な取組みを進めます。

## (1)区施設での地球温暖化対策の推進

区が実施する事務事業に率先的に温暖化対策を取り入れます。

公共施設の整備にあたっては、率先的に環境対策を進めるとともに、区主催の様々な行事で環境に配慮していきます。あらゆる施策に適切な環境対策が行われるよう、庁内環境対策会議などを通じて職員の意識を啓発します。

## (2)環境イベントにおけるカーボン・オフセットの導入

環境イベント等において、カーボン・オフセットを導入するとともに、 イベント実施に伴う温室効果ガスの排出とそれをオフセットするための取り組みについて啓発を行い、イベント主催者や参加者への環境配慮意識を 高めます。

# 6 フロン回収の促進

関係機関・団体との協力によるフロン回収システムの啓発を進めます。

#### (1)フロン回収システムの啓発

「フロン回収破壊法」によって、業務用の冷凍空調機器やカーエアコンを廃棄するときには、定められた業者に引き渡すことが義務付けられています。引き続きこの制度を周知し、不法投棄などを防止し、適切なフロン回収を促進していきます。

# 7 温暖化が進む気候への適応

国内外で既に気候変動による影響があらわれています。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書では、世界の年平均気温は過去100年で0.74上昇したとされていますが、都市化に伴うヒートアイランド現象もあって東京では100年間で約3上昇しています。

温室効果ガス削減などの緩和策による努力を行っても、当面は温暖化の傾向が 続くことが予想されています。

気候変動の予測などの情報収集を行うとともに、懸念される影響に対処するた

めの適応策を検討します。

## (1)情報収集・普及啓発

政府は、平成24年度中に温暖化の影響に関する科学的知見をまとめ、これに基づいて、平成25年度中に政府全体の「適応計画」を策定する予定です。こうした政府の動向を踏まえ、区としての適応策について検討していきます。

当面は、気候変動の予測に関する情報を収集し、気温の上昇による熱帯 夜や真夏日の日数の増加、近年頻発している集中豪雨の頻度の増加などの 課題を整理するとともに、気候変動に適応することについて啓発を行いま す。

## (2) 地表面からの放射熱の抑制

区では、ヒートアイランド現象の抑制に向けて、保水性舗装、遮熱性舗装などの整備について、今後も検討していきます。

# 分野 2 循環型社会の構築

区民・事業者との連携を図り、ごみの排出量の抑制と廃棄物の適正 な処理を進め、循環型社会の構築を目指します。

## 目標 ごみ量マイナス 5% (2010年度比)

#### 現状と課題

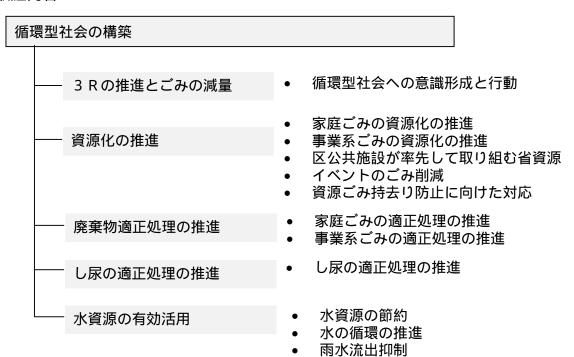
(1)2010(平成22)年度のごみの量は19万1千トンでした。ごみ量は2006(平成18)年度から減少に転じています。



出典:足立の環境(平成23年度事業実績)

- (2) 今後も、3R運動等の啓発やごみの排出指導、特に事業系のごみの排出責任を明確にするなどして、ごみ減量を目指します。
- (3) 資源については現在、古紙(新聞・雑誌・段ボール・紙パック) びん、缶、ペットボトルの4種類について、区内全域で分別回収を実施しています。回収量は年々増加の傾向にあります。
- (4)2011(平成23)年度から区内全域で不燃ごみを資源化しています。粗大ごみは2010(平成22)年度から5品目(自転車、スチールラック、レンジ、コンロ、オーブン)を資源化し、2011(平成23)年度からは金属を多く含む品目を資源化しています。これらの資源化の取組みにより、2011(平成23)年度の資源化率は、2010(平成22)年度の17%から19%に上がっています。今後も資源化率の上昇に努めることが必要です。
- (5)循環型社会を構築するためには、区民や事業者の主体的な取り組みが不可欠な ことから、リサイクル学習や講座などの開催、各種イベントでの啓発活動、環境 教育などを実施しています。

## 取組内容



## 個別目標

	単位	現状の実績	2015 (平成 27)
		(2010 (平成 22)年度)	年度の目標数値
ごみ処理量	トン	19万1千	18万3千
資源化率	%	17	22
区公共施設排出ごみ量	トン	2,576	2,447
雨水流出抑制実施率(公共・民間)	%	100	100

# 1 3 Rの推進とごみの減量

限りある資源を有効活用することを考える機会を提供するなど、循環型社会の 構築へ向けた意識の形成と実践を図ります。

## (1)循環型社会への意識形成と行動

区民が日々の生活の中で、多くの資源が投入され生産された商品を使用していることや、ごみ処理にも多くのエネルギーや資源が使われることなどを普段から考える機会を提供し、3R推進月間を活用したPR活動の強化など機会を捉えて意識の向上を図ります。

リデュース、リユース、リサイクルの3Rはかなり普及しましたが、その後のRの実践行動についても、PRしていきます。

Refuse リフューズ 拒否 / ごみになるものは受け取らない

Repair リペア 修理/壊れたものを捨てずに修理直して使う

Refine リファイン 細かな分別/細かく分別して捨てる

Return リターン 返却/戻せるものは戻す

ごみ減量やリサイクル活動を推進している「Rのお店」制度の登録や、Rのお店に関する情報提供を行ったり、関係する団体や行政機関との連携・協働を強化します。一部の大型店舗では、レジ袋の有料化などにより、削減を進めていますので、こうした取り組みと連携していきます。

また、リサイクルセンター「あだち再生館」を循環型社会のための啓発・ 情報発信の拠点として、活用していきます。

# 2 資源化の推進

正しい分別排出の方法について、区民・事業者への周知徹底に努めるとともに、 区公共施設における適正な廃棄物の分別などより一層推進することにより、資源 化を図ります。

#### (1)家庭ごみの資源化推進

現在、資源回収事業として古紙、びん、缶、ペットボトルを回収しているほか、10 世帯以上の団体で自主的に場所や日時を決めて回収し、業者に引き渡す地域のリサイクル事業として、集団回収支援事業を実施しています。団体の登録制度を設け、回収量に応じて報奨金を支給しており、平成23 年度は801 団体が取り組み、資源化の推進はもちろん、地域の環境意識の向上に寄与しています。今後も地域の環境活動を進めるためにも登録団体数や回収量を増やしていきます。

また、あだちエコネット事業の一環として区内スーパー46 か所で自動回

収機によるペットボトル店頭回収を実施しています。ペットボトルを回収機に入れるとポイントが付与され、ポイントに応じて買い物券などと交換できるもので、ペットボトルの回収率の向上につながっています。

区内の廃棄物事業者が、新聞紙や缶、廃食油を直接買い取る「資源ごみ買取市」を実施しています。区民が事業者に直接持ち込むことで、資源の回収運搬経費の削減にもつながります。

2010(平成 20)年度から燃やさないごみの資源化モデル事業を開始しました。2011(平成 23)年から区内全地域に拡大し、不燃ごみの 84.2%を資源化することができました。今後は、資源化率 90%を目指していきます。

粗大ごみのうち主に金属類、電気器具類を選別し、再利用事業者に引き 渡し、資源化しています。

引き続き、きめ細かな啓発により分別を徹底し、ごみの減量と資源化の 推進を図ってきます。

## (2)事業系ごみの資源化推進

事業所から発生する廃棄物については、自己責任に基づく資源化を推進していきます。事業者に対してごみの正しい処理方法を案内するとともに、特に大規模事業所の管理者には、年1回ごみの量や資源化率の報告を義務付けています。さらにスーパーなどの比較的大きな事業所に対しては、販売者としての責任と自覚を促し、店頭回収などの自主的な資源化の一層の推進を求めていきます。

## (3)区公共施設が率先して取り組む省資源

区は率先して再生品の利用推進に努めると同時に、ペーパーレス化、両面印刷、裏面使用などにより紙の使用量を減らし、排出紙の減量化を進めます。

区も一事業者として、ごみの発生抑制に努め、リユース、リサイクルを 推進し、廃棄物の適正処理および減量化をめざします。こうした意識を高 めるため、職員の研修を実施します

公園などから発生する落葉・剪定枝・刈草については、リサイクルを進めています。

#### (4)イベントのごみ削減

区主催行事を始め、各種イベントを実施する際のごみの持ち帰りや分別 の徹底を進めます。

#### (5) 資源ごみ持去り防止に向けた対応

資源ごみの持去り防止パトロールを実施するとともに、持去られた資源

は購入しないように買取業者にも指導していきます。また、区民にも持去り防止に関する協力を要請します。

## 3 廃棄物適正処理の推進

ごみの性質に応じた適正な処理を行います。

## (1)家庭ごみの適正処理の推進

可燃ごみは全量を清掃工場で焼却処理し、焼却灰は溶融処理後、スラグ 化し土木資材として活用しています。

不燃ごみは、区内の民間資源化施設に搬入し、資源化できないものは、 中央防波堤内側にある不燃ごみ処理センターで資源化・減容化された上で、 埋め立て処分場に埋めています。

粗大ごみは、中央防波堤内側にある粗大ごみ破砕処理施設で破砕・選別処理による資源化・減容化を行った上で、可燃物は焼却処理し、不燃物などは埋め立て処分場に埋めています。

今後も、ごみの出し方や分別の方法などをわかりやすくPRし、適正な排出とごみの減量を呼びかけていきます。

#### (2)事業系ごみの適正処理の推進

事業活動により排出するごみを適切に分別し、保管、処理ことは、ごみ減量になるばかりでなく、処理委託費の削減や再利用物の売却益などにより、 事業活動にも貢献しますので、事業者の自主的な行動も促すようなごみの 減量やリサイクル、適正排出の指導を進めていきます。

# 4 し尿の適正処理の推進

性質に応じた適正な処理を行います。

#### (1) し尿の適正処理の推進

し尿は品川区の下水道投入施設で下水道排出基準以下の水質に希釈処理 した上で、公共下水道に放流しています。

下水道の整備に伴い、し尿を回収する世帯数は減少しています。今後も 下水道への接続を促していきます。

#### 5 水資源の有効活用

水資源の節約を図るとともに、水を大切にする方法の普及啓発や水辺空間の再生等により、水循環機能の回復を図り、水資源の有効活用に努めます。

#### (1)水資源の節約

今後も地球環境規模の水循環の視点から考え、区民に対して節水と水を 汚さずに利用する工夫を啓発する必要があります。

## (2)水の循環の推進

失われつつある自然の水循環機能を復活させるため、積極的に雨水を地下に浸透させるなど、水を大切にした生活行動の啓発や水辺空間の再生などに取り組んでいきます。

## (3)雨水流出抑制

空地や農地が開発されるにつれ、保水・遊水機能が低下しているため、 雨水を地下に浸透させる施設や雨水を貯留し時間差をおいて下水に流した り再利用させることが必要です。

公共施設については、雨水流出抑制施設の整備または設置に関する指導 を行っていきます。

### 分野3 健康・安全なくらしの確保

大気汚染や水質汚濁などの公害、有害化学物質による汚染の防止など、今後も引き続き対策を講じ、健康で安全に暮らせる環境を確保していきます。

### 目標 大気中のダイオキシン類環境基準適合率 100%の堅持

### 現状と課題

(1)「ダイオキシン類対策特別措置法」などの法令が整備され、規制が強化されたため、大気汚染や水質汚濁は大幅に改善されてきました。一方で騒音等あまり改善されていないものや、アスベストや土壌汚染など近年クローズアップされたものもあります。

また、区内には住工混在地域が多くあり、工場・事業場や建設工事現場などについての公害現象の相談が依然として寄せられています。区では、法令に基づく規制指導と、改善のための融資あっせんなどを行い、公害現象の改善対策と防止に努めています。

(2) 幹線道路沿いを中心に大気汚染を監視しています。二酸化硫黄(SO2)や浮遊粒子状物質(SPM)および二酸化窒素(NO2)は改善していますが、窒素酸化物(NOx)は、あまり改善が進んでいません。光化学オキシダントについては、環境基準が達成できない状況が続いています。

また、大気中の放射線量を定期的に測定しており、放射線量の把握に努めています。

- (3)区では、定期的に主要道路の騒音や振動を調査しています。
- (4)区では、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」といいます。)に基づき、工場などの事業場に対して、認可・届出申請時および調査時などに、防音・防振やばい煙・粉じん・有害化学物質の大気への排出抑制などの環境保全対策を指導しています。
- (5) 平成 21 年度に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質 (PM2.5) については、区内の観測点のデータを注視し、関係機関との連携体制を整備していくことが必要です。
- (6)今後も、公害の監視測定を実施するとともに、発生源対策、公害苦情の適切な 対応により、環境の維持に努めていくことが必要です。

#### 取組内容

#### 健康・安全なくらしの確保

#### - 工場・事業者等への公害規制

- 工場・指定作業場などの認可等における公害防止推進
- 環境アセスメント
- 大気汚染の防止
- 自動車排気ガス対策の推進
- 健康障害対策の充実
- 大気浄化植樹の推進
- 水質汚濁の防止
- 河川水質浄化対策の推進
- 騒音・振動の防止
- 自動車騒音対策の推進
- 悪臭・有害ガスの防止
- 日照阻害の防止
- 日照阻害に係る相談・調整の充実
- 地盤沈下の防止
- 有害化学物質の適正管理制度による排出量抑制の推進
- 土壌・地下水汚染対策の推進
- ダイオキシン類対策の推進
- アスベスト(石綿)飛散防止対策の推進
- シックハウス・シックビル対策

### 公害苦情の相談

公害防止支援の推進

◆ 公害苦情の相談受付の充実

大気・水質・空間放射線量の 定期的な測定

- 大気汚染の調査
- 水質汚濁の調査
- 自動車騒音・道路振動の調査
- 空間放射線量の調査

# 個別目標

	単位	現状の実績	2015 (平成 27)
	半世	(2010 (平成 22)年度)	年度の目標値
ダイオキシン類環境基準適合率 (大気)	%	100	100
硫黄分規制值適合率	%	100	100
適正管理化学物質の環境への排出量	トン	105	95
工場等排水水質規制基準適合率	%	100	100
浮遊粒子状物質(SPM)規制値適合率	%		100
適正管理化学物質の環境への排出率	%	0.18	0.20
主要幹線道路の自動車騒音常時監視の夜 間適合率	%	74.3	75

# 1 工場・事業者等への公害規制指導

公害発生の防止に向けて、工場・指定作業場などを対象に指導・助言を行います。

### (1) 工場・指定作業場などの認可等における公害防止推進

工場・指定作業場などを対象とした法令に基づく認可および届出受理の業務にあたっては、事前のチェックを強化して指導・助言を行い、公害発生の防止に努めていきます。

#### (2)環境アセスメント

区は、「環境影響評価法」および「東京都環境影響評価条例」に基づき、 区長が計画等に対して都知事に意見を提出して、環境影響評価書に反映し、 地域環境の保全に努めていきます。

#### (3)大気汚染の防止

「環境確保条例」の目的である健康で安全かつ快適な生活に必要な環境を 充実させていきます。このことにより、大気汚染の改善にもつなげていきま す。

#### (4)自動車排気ガス対策の推進

自動車排気ガス対策は、地球温暖化対策につながりますので、区民に対する低公害車の普及促進を展開し、区も低公害車の積極的な導入を図っていきます。そして、都と連携して「アイドリング・ストップ運動」などの普及啓発を推進していきます。

#### (5)健康障害対策の充実

区では、光化学スモッグ注意報の発令時に、防災無線や区施設等に注意報発令中の表示幕を掲出して、区民に周知することで、被害防止に努めています。また、光化学スモッグの一因である揮発性有機化合物(VOC)を使用する事業場に対して、「環境確保条例」に基づき、必要に応じて、管理方法や使用量について指導、助言を行っています。

#### (6) 大気浄化植樹の推進

樹木にはまちに潤いと安らぎを提供するとともに、大気の浄化機能がありますので、交通安全などに配慮しながら、可能な範囲で植栽面積を増やしていきます。

#### (7)水質汚濁の防止

公共下水道への「環境確保条例」に基づく排出規制については東京都下水道局が指導を行っており、区は事業場などに対して、認可・届出時に排水対策を確認して排出抑制を指導していくとともに下水道局と連携して対応していきます。

#### (8)河川水質浄化対策の推進

都と区では、水質の更なる改善と下水道処理施設に過剰な負荷をかけないために、「流しに油を流さない」など生活排水への配慮を区民に呼びかけています。また、「綾瀬川浄化対策協議会」、「隅田川水系浄化対策連絡協議会」、「綾瀬川清流ルネッサンス連絡会」に参加して、流域自治体、流域住民との協力による水質浄化に向けた取り組みを進めています。しかし、透明さやゴミの浮遊など肌感覚での河川浄化は進んでおらず、汚い川のイメージを拭い去るのは難しいのが現状です。今後も流域自治体と協力して浄化の取組みを継続するとともに、水辺を身近に感じてもらう取組みを実施していきます。

#### (9)騒音・振動の防止

事業場については、「騒音規制法」、「振動規制法」、「環境確保条例」などに基づき指導を継続していきます。また、住宅の密集化や生活スタイルの 多様化などにより、近隣相互の生活騒音に関する相談が増加する傾向にあ り、当事者間での解決のための調整を含めた対応を行っていきます。

#### (10)自動車騒音対策の推進

国道4号線や環状七号線、首都高速道路においては、道路管理者が低騒音舗装や防音壁の設置、周辺住民への防音助成を行っていますが、幹線道路の自動車騒音の解決には至っていません。区は、道路騒音調査を実施するとともに、必要に応じて測定結果をもとに道路管理者に防音対策を要請していきます。

区道の緑化については、騒音の緩和にも配慮して植樹帯を設置していきます。

#### (11)悪臭・有害ガスの防止

区では、法・条例に基づき、三点比較式臭袋法による悪臭測定を実施しており、必要に応じて悪臭の指数を測定し、基準を超えている事業者に対し、改善の指導を行っています。

### (12)日照阻害の防止

建築基準法により、中高層建築物によって生じる日影を一定の基準の下に規制することで、周辺の日照条件の劣悪化を防止しています。

また、「足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例」に基づき、近隣住民に対して建物建築前に、近隣住民へ説明をすることで、 工事着手後の日照阻害トラブルを予防しています。

区は建築確認審査において、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の適切な運用により建築形態規制を行っています。

また、建築確認にあたっては、良好な近隣関係を保持する目的から「足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例」との連携を図っていきます。

#### (13) 日照阻害に係る相談・調整の充実

区では、「足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例」に基づき、建築計画に係る説明会の指導やあっせん・調停による当事者間の調整を行っています。今後も日照阻害などの建築紛争の実情に合わせ、調整制度を充実させていきます。

#### (14) 地盤沈下の防止

区では、新たな地下水揚水施設の設置届出時の指導や既存の施設に対する指導の充実により揚水量規制を継続していきます。また、地下水保全対策もあわせて指導していきます。

#### (15) 有害化学物質の適正管理制度による排出量抑制の推進

区では、「環境確保条例」による化学物質の適正管理に関する規定に基づき、有害化学物質の取り扱い事業場に対して、使用量の抑制や、取り扱い上の事故防止などを指導しています。また、都が担当している「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の促進に関する法律」(PRTR 法)による規制指導との連携を含めて、事業者に対する有害化学物質の適正管理制度を周知していきます。

さらに、揮発性有機化合物(VOC)は、「大気汚染防止法」などに基づき、 ガソリンスタンド、めっき、塗装、印刷、金属等表面処理業などの事業場 に対する排出規制と事業者の自主的取り組みによる排出抑制を強化してい きます。特に区内には、規制の対象とならない小規模の事業者が多いので、 都が主催する各種セミナーの情報などを周知するなどして、事業者の自主 的な取り組みをより積極的に支援していく必要があります。

#### (16)土壌・地下水汚染対策の推進

「環境確保条例」や「土壌汚染対策法」に基づく適正な土壌・地下水汚染対策を推進します。また、土壌・地下水汚染は土地取引などにも大きな影響があり関係者からの相談も増えていますので、汚染についての啓発、情報の整備を行います。

#### (17)ダイオキシン類対策の推進

環境中のダイオキシン類の調査を継続し、野焼きの禁止と適正な焼却炉 以外の使用禁止を徹底するとともに事業場などへの規制指導を進めていき ます

#### (18)アスベスト(石綿)飛散防止対策の推進

吹付アスベストやアスベスト含有保温材を使用している建築物等の解体・改修には、すべて「大気汚染防止法」と「環境確保条例」に基づく事前の届出と作業内容の提示が義務づけられています。区は、この届出を受け、書類審査と現場調査により確認・監視して飛散防止に努めるとともに、解体工事に対する不安や相談に迅速に対応していきます。

あわせて、吹付アスベストの分析調査や除去工事等での費用の一部を助成し、不安解消や適切な対策のための支援に努めていきます。

### (19)シックハウス・シックビル対策

公共施設におけるシックハウス対策については、「区施設シックハウス対策の手引き 2004 (平成 16)年」により、工事施工時に対処した結果、区施設における対策事業は 2011 (平成 23)年度で終了しましたが、民間施設や窓口相談は引き続き行っています。

# 2 公害苦情の相談

公害苦情の対象となる事業場等に対し、苦情を未然に防ぐための支援や助成対策を実施するとともに、区民からの苦情に対し、その苦情の発生源に助言・指導を行い、適切に対応します。

#### (1)公害防止支援の推進

区内には小規模事業者が多く、公害防止に十分な費用をかけることが難 しい状況です。公害苦情相談の対象となった事業場の改善、有害化学物質 排出削減などに取り組む事業場への施設整備などに必要な資金の融資あっ せん等の支援をしていきます。

#### (2)公害苦情の相談受付の充実

区は工場などに起因して発生する公害による住民生活への影響を改善するために、「騒音規制法」、「振動規制法」などの法律や「環境確保条例」に基づく規制や指導を続けていきます。また、近年は工場などの事業活動以外の様々な現象に関する相談、とりわけ近隣相互の通常の生活・活動に伴うトラブルに起因する相談が多くなっています。これらの相談については、問題を的確に把握し、関係者による適切な解決の方法をアドバイスするなどの対応を進めていきます。

# 3 大気・水質・放射線量等の定期的な測定

大気・水質・自動車騒音・道路振動等の定期的な測定を実施し、その結果を速やかに区民に公表します。また、原子力発電所の事故に伴い、放射性物質による環境への影響が懸念されていることから、空間放射線量を含む環境測定を継続的に実施します。

#### (1)大気汚染の調査

近年問題となっているダイオキシン類、アスベストなどについては引き 続き調査していきます。

#### (2)水質汚濁の調査

区内河川の水質について定期的に測定をしています。魚の大量浮上や油の流出など、河川の水質異常事故が発生した場合には、迅速に現場に急行し、原因究明を図るとともに関係機関と連携して、影響の拡大防止に努めていきます。

#### (3)自動車騒音・道路振動の調査

区内の主要道路において調査を行い、測定結果によっては、道路管理者 に改善を要請していきます。

#### (4)空間放射線量の調査

空間放射線量を継続的に実施し、数値を公表していきます。

# 分野4 人と自然の豊かなふれあいの創出

多様な生きものが暮らせる環境を守り、育みます。身近に生き物が すみ、季節の移り変わりを感じる生活の豊かさを実感する、自然との ふれあいの場を創ります。また、区民と協働で区内の自然を把握し、 人と生き物が共生する大切さを啓発します。

# 目標 区内 8 河川の水質が、生活環境の保全に関する環境基準の C 類型 ( ) を満たす

生物化学的酸素要求量(BOD)が5mg/リットル以下 一般的には、生物が生存するためには5mg/リットル以下が望ましいとされています。

#### 現状と課題

- (1)都市化の進展に伴う緑地の減少は、動植物の種類や数の減少など、生態系に影響を与え、区民から身近な自然とのふれあいの場を失わせてきました。このような現状を把握するため、区は緑や生物の生息状況に関する調査を実施しています。これらの調査結果に基づき、残された緑地の保全や新たな緑の創出など、生物の生息基盤の整備が必要です。
- (2)四方を河川で囲まれた足立区は、その内部にも網の目のように水路がはりめぐらされ、水辺の豊かな土地でした。高度成長期以降の都市化によって水路が埋め立てられ、河川の水質は極度に悪化し生き物の棲まない死んだ川となりました。しかし、下水道の整備によって水質改善が進んでいます。かつて農業用水であった垳川は、水の流れがなくなりヘドロも溜まる一方でしたが、ヘドロの浚渫や浄化設備の設置で改善がみられるようになりました。綾瀬川など他の河川でも、魚影が確認できるようになっています。今後は、区民が実感できるきれいさの確保や、「死んだ川」を覆すイメージアップが必要です。
- (3) 荒川は河川敷を含めると区の面積の約 1 割を占め、ヨシ原や湿地や草原など多様な環境があり、生物の生息環境として重要な空間です。多くの生き物が生息しており、水辺の自然にふれあい学ぶ場として大切な役割を持っています。今後は、スポーツなど他の利用者との調整を図りながら、より多くの生き物が生息しやすい多様な環境を整備し、適切に維持管理していくことが課題です。
- (4)区立公園の面積は23区で1位とはいえ、区全域の緑被率は12位、樹木被覆率が18位(平成21年度調査)と、決して高い数値ではありません。「緑の基本計画」で位置づけている区全域を対象とした緑化重点地区において、地域特性を踏まえた公園整備や緑化の推進、誘導に取り組んでいく必要があります。
- (5) 私たちは、自然から多くの恵みを享受しています。しかし、人と生き物の関係 を誤ると、それぞれを不幸にすることがあります。むやみに餌を与えて生態系の バランスを超えてハトが過剰に繁殖したり、ごみの不適切な処理でカラスの被害

が発生することなどです。生物多様性の保全の重要性を理解し、取り組みを進めていくことが必要です。

#### 取組内容

# 人と自然の豊かなふれあいの創出 自然環境調査 - 自然環境・生態系の調査 ビオトープの活用 水とみどりを生かした自然と いこいの森の整備 のふれあいの確保 水と緑のネットワークの整備 河川の水質の向上 荒川河川敷緑地の整備 公園・緑地の整備・管理運営 環境情報の提供 環境情報の共有 自然環境の保全に向けた人づくり 生物多様性の普及啓発 生物多様性保全の啓発 緑の生態系循環の促進 区外設置施設の活用 ふれあいの機会の提供

### 個別目標

	出任	現状の実績	2015(平成 27)
	単位	(2010 (平成 22)年度)	年度の目標数値
区内 8 河川のうち BOD5 以下 (生活環境の保全に関する環境基準: C 類型)を満たす河川	-	5 (2011(平成 23)年)	6
ビオトープ数(学校)	か所	14	14
農業体験学習	校	53	71
生産緑地面積	ha	36.91	36.0
自然観察会等開催回数 (年間)	回/年	291	310
体験教室等開催回数 (年間)	回/年	295	300
自然観察リーダー登録者数	人	20	25

#### 参考数值

	出任	現状の実績	2015 (平成 27)
	単位	(2010 (平成 22 )年度)	年度の見込み数値
川の魚の種類(外来種を除く)	種	<b>16</b> (2011(平成 23)年)	20
野鳥の種類	種	<b>76</b> (2011 (平成 23 )年)	75

# 1 自然環境・生態系の調査

住民参加型の自然環境調査を実施し、区の自然環境の実態を把握するとともに、 区民への情報提供を行います。

#### (1) 自然環境調査

区民や団体等の協力を得ながら、生物調査や水質調査を継続的に実施し、 区の自然環境について実態を把握するとともに、あだち広報や区のホーム ページを通じて区民へ情報提供していきます。また、必要に応じて総合的・ 専門的な調査を実施し、区の自然保護対策や利用・活用計画に反映してい きます。

# 2 水とみどりを生かした自然とのふれあいの確保

豊かな自然環境は私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれることから、公園・緑地等の整備や水辺の再生により、自然とのふれあいの場の確保に努めます。

区内の自然環境情報を広く区内外へ提供し、情報共有を図るとともに、自然環境の保全に向けた活動を行う団体・グループの育成や自然観察リーダーへの支援、地域活動の推進を図ります。

### (1) ビオトープの活用

自然の大切さの理解を深めるとともに、豊かな生態系を取り戻し、生物と共生できるまちづくりをめざし、生物の生息空間の形成を図ります。そのためには、区内の自然環境の的確な把握を基礎にして、ビオトープの整備を図ります。

#### (2) いこいの森の整備

民有地の一般開放は土地所有者の理解を得ることが難しいため、今後は特別緑地保全地区制度の導入等を検討します。特別緑地保全事業の推進にあたっては、地域や樹林個別の資源などの特性や条件に応じて、具体的な場所の選定を行うとともに、指定方法やボランティア解説員の導入など、管理運営のしくみについて検討していきます。

#### (3) 水と緑のネットワークの整備

河川、公園をビオトープなど多様な形態で整備するとともに、都市の中に残る農地を緑地として指定し保全するなど、水と緑のつながりをいかしたネットワークを整備していきます。

#### (4)河川の水質の向上

区内 8 河川のうち、綾瀬川、荒川、毛長川、隅田川、伝右川は、生活環境の保全に関する環境基準の C 類型を満たしていますが、垳川、中川、新芝川の 3 河川は基準を満たしていません。

このうち、垳川については、関係行政機関5者(国、都、埼玉県、八潮市、足立区)による水質改善への取り組みを実施していますので、今後も継続、発展させていきます。特に綾瀬川からの試験通水については、水質改善への効果が特に高いことから、通水方法の5者協議を進め、通水量拡大を目指していきます。また、各浄化設備の効率的・効果的運用を実施し、ハード面からの水質改善をさらに推進していきます。

なお、中川は 2015 年までに基準を満たすことは難しいものの、国や上流の自治体とも連携し、水質改善に向けた啓発などを進めていきます。

### (5) 荒川河川敷緑地の整備

今後は、「荒川将来像計画2010推進計画」のゾーニングに基づいた利用地、自然地として、バランスを勘案しながら現在の自然を守り、利用される川づくりを進めていきます。また、かつての桜堤復活等、環境に配慮した整備に向け、国と協議していきます。

#### (6) 公園・緑地の整備・管理運営

都市化が進み、農地や屋敷林が減少する中、公園・緑地への緑に対する 期待が大きいため、区画整理や地区計画による公園確保や緑の創出を実施 していきます。また、使われていない公園を使われる公園になるように、 地域の人々と育てていき、地域から愛される場所にとなるよう努めていき ます。

#### (7)環境情報の提供

生物園、都市農業公園、桑袋ビオトープ公園、荒川ビジターセンターなどの施設は、来所者への自然環境情報の提供を行うだけでなく、環境学習や体験・交流の拠点の役割も果たしています。都市公園や身近な自然環境に関する情報の受信・発信の拠点としての機能をさらに高めていきます。

#### (8)環境情報の共有

区が実施している野鳥調査や川の生き物調査は、広報や区のホームページなどを活用し、わかりやすく区民にお知らせするほか、学校がデータを活用しやすいように映像や冊子、パンフレットなど媒体を工夫していきます。

#### (9) 自然環境の保全に向けた人づくり

学校や地域への講師派遣、各種団体やグループの育成など、積極的な支援を行っていきます。また、自然環境に関する知識や経験を豊富に持つ区民が核となり、学校や地域において多くの区民が身近に自然にふれあう機会を持てるよう、自然観察リーダーへの支援と地域活動の推進に力を入れていきます。

# 3 生物多様性保全の啓発

生物多様性の保全に向け、農地の活用や自然とふれあう機会を提供するとともに、生物多様性のめぐみの恩恵と保全することの重要性について普及啓発を図ります。

#### (1) 生物多様性の普及啓発

生物多様性のめぐみを保全することの重要性について、生物園や都市農業公園と連携したイベントや学習会、広報やホームページなどで普及啓発を図ります。

#### (2)緑の生態系循環の促進

コンポスト、チップなどを有効活用していきながら、生態系を考慮した 循環システムを構築していきます。

#### (3)区外設置施設の活用

豊かな自然環境の中で生活することは、人間性の回復やストレスの解消にも効果をもたらすといわれています。現在、区では自然環境に恵まれた地域に区外施設を保有しており、小中学校の自然教室を実施するとともに、区民の利用に供しています。今後も児童生徒や区民が自然に親しめる場として活用していきます。

#### (4) ふれあいの機会の提供

自然を楽しみながら理解を深め、各種の自主的な活動を進められるよう に、自然観察会や体験教室などを実施していきます。

# 分野 5 環境に配慮したまちづくり

緑化の推進や良好な景観の保全と創造を進めるとともに、地域の個性を生かしたみどり豊かな美しいまちづくりを進めます。

### 目標 2016 年度の樹木被覆率調査で 9.4%を達成する

#### 現状と課題

- (1)これまでに5回実施した緑の実態調査(1975、1984、1994、2004、2009(昭和50、59、平成6、16、21)年度)の結果によると、区内の屋敷林や農地、草地の割合が都市化の進行とともに減少してきています。特に屋敷林は、相続や相隣の問題から急激に減少し、緑を保全するのは非常に厳しい状況にあります。今後、次世代に残す大きな緑を創出することは容易ではなく、地域の緑の拠点である現存の屋敷林を、区民と区の協働によって保全に努めていくことが重要です。
- (2)区内各地区には、地区の特色を活かした景観形成を進めていく上での貴重な景観資源が多く存在しています。良好な景観形成を推進するために、平成21年4月に景観法に基づく景観行政団体となりました。これに伴い、同年4月に「足立区景観条例」を施行し、5月に「足立区景観計画」を策定しました。それぞれの地域特性を活かした都市景観への配慮、思いやりのあるまちづくりへの指導などをしていく必要があります。
- (3)区は、「まちづくり総合指針」に基づき、「足立区基本計画」による「地区環境整備計画」を実施するために区民・企業・行政などによるまちづくりへのソフト・ハード両面を総合的に調整し、積極的に市街地の環境整備を図っています。特に、地区内の道路、公園等の公共施設を整備改善し、計画的な市街地の形成、交通の円滑化、安全で快適な居住空間の確保など、災害に強く住み良いまちづくりを行う土地区画整理事業を実施しています。
- (4)適正な管理がされていない廃棄物、繁茂した雑草又は樹木により、周辺住民の健康を害し、生活環境に著しい障害を及ぼす土地や建築物に対する苦情件数は、増加傾向にあります。こうした中にはいわゆる「ごみ屋敷問題」のように、個人の問題に介入しなければならないケースなど複雑で解決が難しいものもあり、地域と行政、関係機関が協力して生活環境の適正化に向けた取組みを進めていく必要があります。

### 取組内容

#### 環境に配慮したまちづくり 公共・民間緑化の推進 緑の基本計画による緑化の推 地域の緑の保全 進 農地の活用 グリーンカーテン・屋上緑化の普及促進 緑・水面の保全と創出 区内全域での建築行為等による景観形成 良好な景観の保全と創造 届出による景観形成 事前協議による景観形成 公共施設の活用による景観形成 景観資源の保全・活用による景観形成 開発指導 地区環境整備事業の推進 地域の個性を生かしたまちづ 法定地区計画の推進 (1) 区画整理事業の推進 建築指導の充実 建設リサイクルの推進 区施設の整備・活用 空地適正管理の推進 住環境の快適性の向上 土地・建築物の適切な利用・管理の推進

### 個別目標

	単位	現状の実績	2015 (平成 27)
	半世	(2010 (平成 22)年度)	年度の目標数値
緑視率	%	14.6	15.8
公園面積率	%	5.8	6.0
緑化計画書提出割合	%	92	100
保存樹林指定か所数	か所	16	21
電線地中化延長数	m	6,002	11,900
区立学校緑被率	%	11	11
空地適正管理指導是正率	%	90	100
小型雨水貯留槽設置台数	台	延 236	延 350

# 1 緑の基本計画による緑化の推進

公共・民間の緑化を推進するとともに、緑のカーテンや屋上緑化などを含む地域の緑の保全を進めます。

### (1)公共・民間緑化の推進

緑化基準の改訂(建築物緑化・接道緑化の義務化)や、支援制度の拡充 (建築物緑化助成の全区展開、接道緑化重点地区の設定)を実施しました。 今後は区民評価等を参考にしつつ、緑化基準と支援制度のバランスを見直 しながら進めていきます。

また、まちなかの立体的な緑を増やすことにより、緑視率を高めていきます。

#### (2)地域の緑の保全

現存する緑をこれ以上減らさないために、区民の参画を得て、区民および区による緑に関する情報のネットワーク化を図り、維持管理の相談や助言などのきめ細かな支援を行うなど、区民とともに地域の緑の保全に努めていきます。

また、保存樹林の指定を進めつつ、特に保全する必要の高い緑地については特別緑地保全地区としての指定を検討します。

#### (3)農地の活用

市街化が進行中の地域や、土地区画整理事業を施行すべき区域には、農地が比較的多く残っています。これらを都市の貴重な緑と位置付け、農地として保全するとともに、児童が農作業を体験できる場や区民農園などとして活用しています。また、良好な景観形成を図る場と位置付け、接道部を修景したり、農地を眺めながら休憩できる場所を整備するなど、目に見える緑として活用します。

営農継続が難しい農地や小規模農地は、必要に応じて都市公園の種地や 区民農園などとして活用します。

#### (4)グリーンカーテン・屋上緑化の普及促進

イベントなどでの種を配布や園芸相談などにより、区民の取り組みを支援していきます。

また、学校ごとの状況に応じて、グリーンカーテン、屋上緑化などを検討し、これらの取り組みの普及拡大に努めます。

#### (5)緑・水面の保全と創出

区では、親水水路、公園等公共施設の緑化推進のほか、建物(屋上・壁面)の緑化なども含め、民間施設の緑化を指導しています。今後は、緑の実態調査のデータをもとに「緑の基本計画」に基づき、より効果の高い緑の保全と創出施策を緑の推進計画として構築していきます。

# 2 良好な景観の保全と創造

区内の景観資源の保全・活用を図るとともに、建築物の建築時や開発等における規制誘導を通じ、良好な景観形成を進めます。

#### (1)区内全域での建築行為等による景観形成

建築物の建築等は、景観形成に大きな影響を及ぼします。建築行為等の 規模に応じて、地区毎に良好な景観形成を図るための基準を定め、景観形 成を推進します。

#### (2) 届出による景観形成

一定規模以上の建築物の建築等を行う際に、事業者から「景観法」に基づく行為の届出(行為の種類、場所、設計、施行方法、着手予定日等)を受け、ゆるやかな規制誘導を通じて景観形成を進めます。「景観計画」に定められた行為の制限に適合しない時は、勧告・変更命令を行うこともできます。

#### (3)事前協議による景観形成

周辺への影響が大きい大規模開発事業及び大規模建築物等については、 許認可等の前に事前協議を行う必要があります。これらの手続きにより、 良好な景観形成を推進します。

#### (4)公共施設の活用による景観形成

道路、河川、都市公園のうち、良好な景観形成を進める上で特に重要な公共施設を「景観重要公共施設」に指定し、景観重要公共施設の整備に関する方針を定めます。また、周辺の建築行為等に際しても、景観重要公共施設に配慮した景観形成を誘導します。

#### (5)景観資源の保全・活用による景観形成

重要な景観資源を「足立・まちの風景資産」に指定し、その資源の重要性についての認識を区民、事業者、区で共有のうえ、景観資源の保全・活用に取り組み、景観資源に配慮した景観形成を進めていきます。

### (6) 開発指導

公共事業に対しては、公共施設等整備基準、公共住宅整備基準などにより、地域特性を活かした都市景観の配慮や思いやりのあるまちづくりなどを先導的に実施していきます。また、民間事業に対しては環境整備基準によって、指導していきます。特に、景観指導に対しては、事業者に「景観チェックシート」を作成してもらい、良好な都市景観形成にふさわしい施行計画となるよう協力を求め、指導していきます。

# 3 地域の個性を生かしたまちづくり

環境整備計画の実現にあたり、それぞれの地区の特性を踏まえ、個性の感じられるまちづくりを進めるとともに、地域住民が主体となったまちづくりを促進します。

#### (1) 地区環境整備事業の推進

「地区環境整備計画」をもとに、地区住民等と協働して、地区の将来像や取り組みなどを「地区まちづくり計画」としてまとめます。

地区まちづくり組織の活動を支援しながら地区住民のまちづくり意識を 高め、住民主体のまちづくりを進めます。

#### (2) 法定地区計画の推進

地区計画制度は、地区の住民と区が協力して、その地区の特性を生かしたきめ細かいまちづくリルールを定めるもので、都市計画として決定した後、地区施設(公園・道路など)を段階的に整備していきます。また、建築物の建て替え時に、建築物の形態や壁面の位置、生垣緑化などに関するルールに適合していくよう誘導し、地域の個性を生かした良好な居住環境づくりを展開していきます。

#### (3)区画整理事業の推進

地区内の環境整備計画の実現にあたっては、住民との協働により、地域に根ざしたまちづくりのルールとして、佐野六木地区は「中高層の建物を中心とした緑豊かで安心して住めるまち」を、上沼田南地区は、「土地の有効活用を誘導し、安全で安心できるまちの形成を図るとともに、公共施設や教育施設と共存した緑豊かなうるおいとゆとりのある、いきいきした住宅地の形成」を目標に、まちづくりを進めていきます。

さらに、つくばエクスプレス、日暮里・舎人ライナーの開通に伴う駅前・ 周辺地区の開発については、交通結節点としての機能を向上させ、商業・ 業務・住宅等の地域特性を活かした活力ある拠点としての、都市基盤整備を進めます。それぞれの地区の特性を踏まえ、地権者と区が目標を共有し、地区計画、開発諸制度などを活用しながら、計画的に整備を推進します。

#### (4)建築指導の充実

建築許可の対応については、建築審査会の同意や、利害関係者の意見を 聴くための公聴会の実施など、周辺環境への影響などを十二分に検討する ための機会を設け、今後もより適正な運用に努めていきます。

また、違反建築に関して、国は法律の改正により、「建築物安心安全推進計画」を策定、都・区もこれを受けて「建築物安心安全実施計画」及び「建築行政マネジメント計画」を策定し、計画に沿った取組の推進により、工事監理の適正化、中間・完了検査の徹底、建築士の処分強化や既存建築物の適切な維持管理の徹底などを進めていきます。

さらに、「環境確保条例」の内容を広く周知し啓発を一層進めながら、工場事業所等の認可・届出制度の普及を図るとともに、まちづくりの視点から、土地利用の適正化と工場の集約化を目的とした住環境の整備を進めていきます。

#### (5)建設リサイクルの推進

区は「建設リサイクル法(建設工事にかかる資材の再資源化等に関する 法律)」に基づき、一定規模以上の建築物の解体工事等について届出の受理、 助言、勧告、命令指導、取り締まりなどを行います。

また、関係機関と連携し、アスベスト現場指導等、分別解体と建築廃材のリサイクルを推進します。

#### (6)区施設の整備・活用

区施設の整備・活用にあたって、建設費からはじまり、長寿命化や長期保全といった、施設のライフサイクルコストを意識した施設建設が求められる一方、区民ニーズを適確に捉えた既存施設の充実、有効活用について考慮する必要があります。

学校内での環境教育の面からは、野鳥など自然観察を目的とした実のなる樹木の植樹などの検討を進めていきます。

# 4 住環境の快適性の向上

空地の適正な管理を行うとともに、土地・建築物の適切な利用・管理を進め、 住環境の快適性の向上に努めます。

#### (1)空地適正管理の推進

雑草については状況に応じて条例に基づく対応のほか、土地の所有者に 対する草刈委託の案内等を行い、適正な管理を促していきます。

空地の管理に関しては、不法投棄ごみなど複数の苦情相談が同時に寄せられることが多いため、対応する方法や所管について整理し、対応を図っていきます。

### (2)土地・建築物の適切な利用・管理の推進

適正な管理がされていない廃棄物、繁茂した雑草又は樹木により、周辺住民の健康を害し、生活環境に著しい障害を及ぼす土地や建築物の所有者に対し、「足立区生活環境の保全に関する条例」に基づき、地域や関係機関と連携して適切な利用・管理を促すとともに、良好な環境を整備する活動の支援を行います。

# 分野 6 環境を学び実践の輪を広げる

有用な環境情報の提供、環境教育の充実等により、環境意識の向上、 浸透を図るとともに、各主体の自発的な活動ができるようなしくみづ くりと人材の育成を進め、協働の活動の輪を広げていくことを目指し ます。

### 目標 身近な環境配慮行動に取り組む人( )を 10 万人に増やす

省エネノート登録者、あだちエコネット事業登録者、環境に関するリーダー・ボランティア、夏休みこどもエコプロジェクト提出者の合計

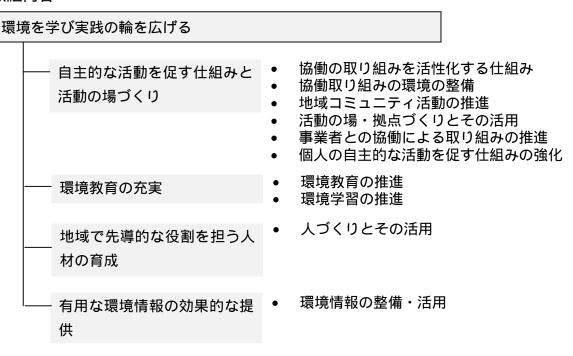
#### 現状と課題

- (1)2011(平成23)年6月、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (環境教育等促進法)」が公布され、2012(平成24)年10月より施行されました。 今回の改正において、協働取組の在り方について新たに規定が追加されるととも に、学校教育における環境教育の充実が図られました。また、体験活動の場に関 する規定も盛り込まれたことから、体験を通じた環境教育の推進が求められてい ます。
- (2)地球温暖化対策推進法では、第26条第1項に、区民、事業者、関係団体、区などのさまざまな主体が参加する地球温暖化対策地域協議会(以下、地域協議会と言います。)の設立・運営が規定されており、協働による取組の推進が求められています。
- (3)区では、町会・自治会などの地域活動にみられるような自主的な区民の活動が 盛んに行われてきました。現在では多くの団体や学校による環境保全活動や、区 との協働による環境保全活動等、様々な取り組みが積極的に進められつつありま す。また、企業の社会的責任に基づく環境対策や、大学や研究機関における環境 関連の研究等も進んでいます。今後、区民、企業、大学等の研究機関と行政によ る協働をさらに拡大していく必要があります。
- (4) 町会・自治会では集団回収や地域清掃など、リサイクルや美化活動に取り組んでいます。また、足立区町会・自治会連合会では環境部会を設置して、自主的な活動に取り組んでいます。
- (5)環境教育や地球温暖化対策、リサイクル以外の分野でも、環境についてのより総合的な取り組みを将来にわたり実践していくことが求められています。区には、2000(平成12)年には環境施策への参画と実践を目的として、事業者と区民の団体で組織される「区民環境フォーラム」、2008(平成20)年の環境サミット n足立を契機に、区民、事業者、関係団体からなる足立区温暖化防止区民会議が設置

されています。これら二つの組織は、これまで区の環境施策の推進に一定の役割を果たしてきましたが、発展的な統合を含めた有機的な連携により、区民、事業者などさまざまな主体の個々の取り組みをつなぐものに発展させていく必要があります。

- (6)人と自然の豊かなふれあいを創出するためには、一人ひとりが身近な自然環境 を知ることが大切です。非常に膨大な情報が広い範囲で行き交う社会において、 必要な情報を収集・整理し、わかりやすく提供することが求められています。
- (7)近年では、地球環境問題に対する意識の変化、緑に対する関心や地域社会への 貢献・参加意欲の高まりを背景に、自然環境の保全に対する自主的な活動が活発 化しています。個人・家庭・学校・地域・職場において自然環境に対する意識の 向上、浸透を図るとともに、こうした組織のネットワークの構築が重要となって います。また、これらの活動をさらに充実させるために、核となる人材の育成と その効果的な活用にかかる取り組みが求められています。
- (8) スーパーマーケット等の店頭でのペットボトル等の回収によるポイント付与を 行う「あだちエコネット」、毎月の電気・ガス・水道・灯油の使用量をチェックし て省エネルギーに努める「省エネノート(あだち区民環境家計簿)」など区民一人 ひとりが取り組むことができる環境を意識した活動が進んでいます。今後、身近 に行うことができるメニューを充実し、取り組む区民を増やしていくことが必要 です。

#### 取組内容



# 個別目標

377 H JW			
	単位	現状の実績	2015 ( 亚式 27 ) 任度の日堙値
	半世	(2010 (平成 22)年度)	2015(平成 27)年度の目標値
身近な環境配慮行動に取り組む人	人	88,798	100,000
( の合計)	<b>/</b>	(2011 (平成 23)年)	100,000
省エネノート(あだち区民環境家計	世帯	3,711	5,000
簿)登録数( )	년 ·	(2011 (平成 23)年)	5,000
環境マネジメントシステム		117	
(IS014001、エコアクション 21)の	所	(2011 (平成 23 ) 年 )	130
認証を取得した事業所数		(2011 ( 十1), 23 ) 4 )	
あだちエコネット事業登録者数	人	80,469	83,500
( )	<b>\</b>	(2011 (平成 23)年)	65,500
環境に関するリーダー・ボランティ	人	298	337
アの数 ( )	<b>\</b>	(2011 (平成 23)年)	551
夏休みこどもエコプロジェクト提出	人	4,320	23,200
者( )	<b>\</b>	(2011 (平成 23)年)	23,200
環境に関するイベントの参加者数	人/年	61,853	62,000
地域で自主的に美化活動をしてい	田体	5.1	60
る団体数	団体	54	60
こどもエコクラブ登録団体数	団体	5	15

# 1 自主的な活動を促すしくみと活動の場づくり

各主体間の連携・協働による自主的な活動に向けて、仕組みづくり、活動の場・ 拠点づくりを進めます。

#### (1)協働の取り組みを活性化する仕組み

現在の協働の取り組みに対する評価を踏まえて、より高質に変容していくとともに、協働事業等の環境整備を推進します。

#### 例えば

- \* 協働の取り組みを評価し推進するための、区と協働主体との意見交換会の開催等
- \* 活発に活動を行っている主体に対する顕彰制度の整備
- \* 環境保全活動等に取り組む NPO・団体の区内外への PR の推進などが考えられます。そのために様々なイベントや区の PR 媒体を有効に活用していきます。

#### (2)協働取り組みの活動環境の整備

協働主体や区がともに、協働のあり方や役割分担等について理解を深めるとともに、協働主体の負担軽減や取り組みが継続するよう支援に努めます。さらに、協働の障害となる多様な規制条件の見直しを行うなど、活動の活性化に努めるとともに協働の相手方を広げていきます。

#### 例えば

- \* 庁内の連携推進会議等の開催による、協働情報体制の整備
- \* 協働主体が活動していく上で障害となる制約の見直し等
- \* NPO・団体の実施する環境事業への間接的支援(個別相談・講座の 開催)
- \* 先導的な研究活動・実践への支援

など、協働による取り組みの発展を図ります。

#### (3)地域コミュニティ活動の推進

区は、事業者や地域コミュニティと連携し、それぞれの役割を分担し協力していく中から、地域に即した課題解決を図るとともに、コミュニティの推進に寄与していきます。

また区は、地域で実践活動を行う区民の地域学習や組織づくり、活動の支援などを行い、区の活動と地域での実践活動を補完しながら推進していきます。

#### (4)活動の場・拠点づくりとその活用

活動の場・拠点は、多くの区民等の環境に関する体験・実践の場として重要であるとともに、区民・団体等による既存の環境保全活動等をさらに発展させ、有機的につなげる上で不可欠なものです。こうした場・拠点づくりを進め、より効果的に活用していきます。

#### (5)事業者との協働による取り組みの推進

住民としての顔をあわせ持つ、地域に密着した工業事業者、商店街、農家などの各種事業者と、学校、区民、地域、団体、区等、環境に取り組む他の主体が連携・協働できるように取り組みます。これによって、環境を良くしながら、経済活性化や地域活性化、環境教育等の相乗的な効果をもたらす取り組みを積極的に進めます。

#### (6)個人の自主的な活動を促す仕組みの強化

省エネノート(あだち区民環境家計簿)やまちの美化活動など、日ごろから個々の区民が身近な環境行動に取り組む仕組みを強化していきます。 その上で、あだちエコネット事業との連携やパソコンやスマートフォンの活用などにより、区民が気軽に利用しやすい制度に仕組みを検討します。

また、エネルギー使用量の「見える化」など、環境行動を促す新たな仕組みについても、事業者や研究機関と連携した取り組みを進めていきます。

# 2 環境教育の充実

環境意識の向上を図るため、学校、家庭、地域といった多様な場において、環境教育を推進していきます。

#### (1)環境教育の推進

環境教育は、幼児から高校生まで成長に応じて実施する必要があります。 これまでも子どもたちへの環境教育が実施されていますが、地域に関心を 持ち、身近な自然や文化に触れ、体験を通して学ぶ機会を増やすよう、引 き続き推進していきます。

環境教育の概要は次のページのとおりです。

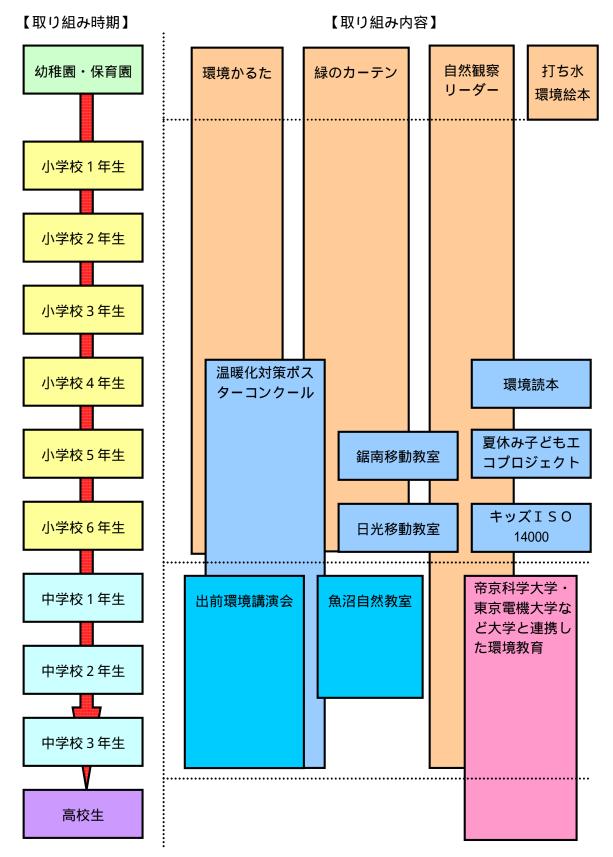
幼児向けとして、幼稚園・保育園での絵本の読み聞かせや打ち水を通じて、保護者も巻き込んだ環境行動のきっかけとなる教育を進めます。

小学生向けには、4年生向けの副読本の配布、5年生向けの夏休みの宿題である「夏休みこどもエコプロジェクト」を核として、環境かるた大会、小学校全校でのグリーンカーテン事業やキッズ ISO14000 プログラム、ポスターコンクールや総合学習の時間に外部から講師を招く等、多角的に環境

### 学習を進めます。

中学生・高校生向けには、出前環境講演会や区内大学との連携などにより、これからの未来を担うための環境教育を進めていきます。

### 足立区の環境教育の概要



#### (2)環境学習の推進

大人向けの環境学習として、区ではリサイクルセンター・学びピア・地域学習センター等の拠点を活用し、リサイクルや自然環境に関する講座等を実施しています。また、イベント等でのミニ講演会や区内の環境拠点の見学など、環境を学ぶ様々な事業を実施します。

# 3 地域で先導的な役割を担う人材の育成

地域での環境にかかる取り組みを率先して行い、発展させていく核となる人材 の育成と活用を図ります。

#### (1)人づくりとその活用

学校・家庭・地域・職場において広く環境意識の向上、浸透を図るとともに、率先して自発的に行動し、かつ他の人にも積極的に働きかけるような、核となる人材の育成とその効果的な活用が重要となります。より多くの区民等に「自分が変えていくのだ」という意識改革、行動を起こさせるためにも、このような核となる人材の育成と活用を図ります。

# 4 有用な環境情報の効果的な提供

多様な環境情報を収集、整理し、多くの区民に活用されるために、ホームページや広報等を通じて積極的に提供します。

#### (1)環境情報の整備・活用

必要な情報を収集・整理した上で、それらを使いやすい形で整備し、区のホームページや広報等で提供し、効果的な活用を促します。

# 第章推進の仕組み

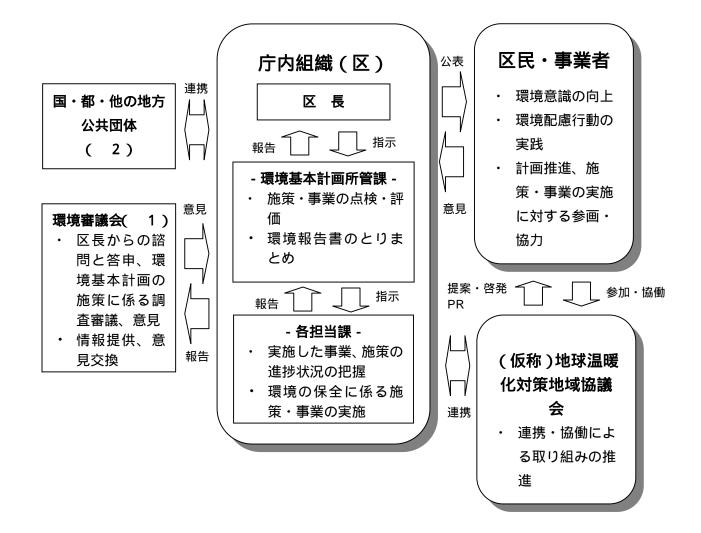
### 1 推進体制

計画の実効性を確保するために、区民・事業者・区等による計画の推進体制を整備します。

区では、庁内組織を設けて施策・事業の進捗状況の点検・評価、担当課間との調整・連携を図り、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、足立区温暖化防止区民会議と区民環境フォーラムの活動をさらに発展させるために、法令に基づく「(仮称)地球温暖化対策地域協議会」を立ち上げるなど、様々な区民・事業者・団体が連携・協働して、幅広い環境活動を実践していく体制を構築します。

#### 計画の推進体制



#### 1 環境審議会

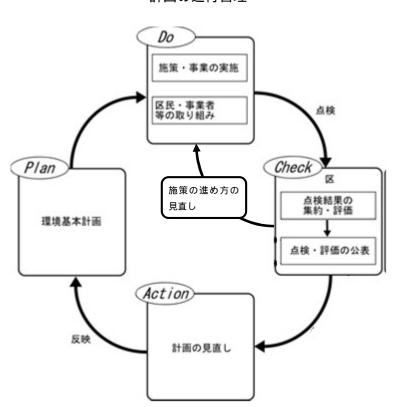
足立区環境審議会は、足立区環境基本条例第24条の規定に基づき、事業者、区民、区議会議員、学識経験者等により構成される組織です。区長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項、その他環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行うとともに、環境の保全について意見の提出を行います。

#### 2 国・都・他の地方公共団体との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組みが求められる課題への対応について、国や都、他地域と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

# 2 計画の進行管理

計画の実効性を確保するために、施策がスケジュールどおり進捗しているかどうかを把握・評価し、計画の進行管理を行います。



計画の進行管理

### (1)施策・事業の点検

施策・事業は、各担当課が中心となってその推進に努めます。そして実施状況については、区の行政評価制度によって点検・評価を行い、必要に応じて施策の進め方等の見直しを行います。

#### (2)指標による点検

区の行政評価制度に加えて、計画に掲げた指標における個別目標により 計画の推進を点検し、参考数値により環境の状況を把握します。毎年、環 境基本計画所管課が各指標の所管から環境施策の実施状況を統一的な様式 を用いて調査します。内容は、事業実施により得られた成果や、当初目的 との乖離、今後の方針や目標値の修正であり、環境の状況を把握し、経年 変化を追跡できるものとします。

### (3) 点検結果の集約・評価

行政評価制度による評価と「環境基本計画」の指標による評価を踏まえて、必要に応じて施策や事業の見直しを行います。また、指標の点検結果、一表に集約し、すべての指標の進捗状況を把握できるものとすることで、その後の重点事業の選択など、環境政策立案に活用していきます。

### (4) 点検・評価結果の公表

点検・評価結果を環境審議会や議会に報告し、「足立の環境」や区のホームページ等で公表するとともに、様々な機会を通じて区民および団体や事業者等から広く意見を聞き、得られた意見をさらに見直しに反映させます。

#### (5)計画期間と見直し

改訂計画の計画期間は、2015(平成 27)年度までとします。また、新たな環境問題や社会経済状況の変化などに柔軟に対応していくため、適宜、計画全体についての点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

# 3 指標一覧

地球温暖化・エネルギー対策

		単位	現状の実績	2015(平成 27)	
			(2010 (平成 22)年度)	年度の目標数値	
	区内の年間電気使用量	kWh	28 億 1,576 万	25 億 3,418 万	
	区内の中间电気使用重	NWII	20 息 1,570 /]	( 10%)	
	区内の年間都市ガス使用量	$m^3$	1億3,867万	1億3,589万	
	区内の午间部市ガス使用重	111	「思3,007 / ]	( 2%)	
個	区内に設置された太陽光パネルの	kW	9,421	25,000	
個   別   標	発電容量	KVV	(2011 (平成 23)年)	25,000	
標	区施設での年間電気使用量	kWh	7,748万	6,586万	
				( 15%)	
	区施設での年間都市ガス使用量	$m^3$	362 万	337万(7%)	
	自転車駐車場収容台数	台	58,333	64,000	
	自転車利用環境整備延長	km	1.1	1.3	
		単位	現状の実績	2015(平成 27)	
		半世	(2010 (平成 22)年度)	年度の見込み数値	
N/4 4:	C O₂排出量(区全体)	トン	234 万	231 万	
数参 値考			(2009(平成 21)年)		
3	区公共施設CO₂排出量	トン	39,066	39,234	

# 循環型社会の構築

		単位	現状の実績	2015 (平成 27)
			(2010 (平成 22)年度)	年度の目標数値
/[	ごみ処理量	トン	19万1千	18万3千
値   別	資源化率	%	17	22
個別目標	区公共施設排出ごみ量	トン	2,576	2,447
1元	雨水流出抑制実施率(公共・民間)	%	100	100

健康・安全なくらしの確保

			現状の実績	2015 (平成 27)
			(2010 (平成 22 )年度)	年度の目標数値
	ダイオキシン類環境基準適合率(大	%	100	100
	気)			
	硫黄分規制值適合率	%	100	100
	適正管理化学物質の環境への排出	トン	105	95
佃	量			
個別目標	工場等排水水質規制基準適合率	%	100	100
日標	浮遊粒子状物質(SPM)規制値適合率	%		100
	適正管理化学物質の環境への排出	%	0.18	0.20
	率			
	主要幹線道路の自動車騒音 常時監視の夜間適合率	%	74.3	75

# 人と自然の豊かなふれあいの創出

			現状の実績	2015(平成 27)
		単位	(2010 (平成 22)年度)	年度の目標数値
	区内 8 河川のうち BOD5 以下(生活 環境の保全に関する環境基準: C 類 型)を満たす河川	河川	5 (2011 (平成 23)年)	6
	ビオトープ数(学校)	か所	14	14
個	農業体験学習	校	53	71
個   別   標	生産緑地面積	ha	36.91	36.0
標 自然観察会等開催回	自然観察会等開催回数 (年間)	回/年	291	310
	体験教室等開催回数 ( 年間 )	回/年	295	300
	自然観察リーダー登録者数	人	20	25
	こどもエコクラブ登録団体数	団体	5	15
		単位	現状の実績	2015(平成 27)
		半世	(2010 (平成 22)年度)	年度の見込み数値
参考数值	川の魚の種類(外来種を除く)	種	16 (2011(平成23)年)	20
数值	野鳥の種類	種	<b>76</b> (2011(平成 23)年)	75

# 環境に配慮したまちづくり

			現状の実績	2015 (平成 27)
			(2010 (平成 22 )年度)	年度の目標数値
	緑視率	%	14.6	15.8
	公園面積率	%	5.8	6.0
/	緑化計画書提出割合	%	92	100
個   別	保存樹林指定か所数	か所	16	21
個別目標	電線地中化延長数	m	6,002	11,900
125	区立学校緑被率	%	11	11
	空地適正管理指導是正率	%	90	100
	小型雨水貯留槽設置台数	台	延 236	延 350

# 環境を学び、実践の輪を広げる

		出合	現状の実績	2015 (平成 27)
		単位	(2010 (平成 22)年度)	年度の目標数値
	身近な環境配慮行動に取り組む人	人	88,798	100,000
	( の合計)		(2011 (平成 23)年)	
	省エネノート(あだち区民環境家計	世帯	3,711	5,000
	簿)登録数( )		(2011 (平成 23)年)	
	環境マネジメントシステム		117	130
	(IS014001、エコアクション 21)の	所	(2011 (平成 23)年)	
	認証を取得した事業所数			
	あだちエコネット事業登録者数	人	80,469	83,500
	( )		(2011 (平成 23)年)	
個	環境に関するリーダー・ボランティ	人	298	337
個別目標	アの数( )		(2011 (平成 23)年)	
標	夏休みこどもエコプロジェクト提出	人	4,320	23,200
1.5.	者( )		(2011 (平成 23)年)	
	環境に関するイベントの参加者数	人/年	61,853	62,000
	地域で自主的に美化活動をしてい	団体	54	60
	る団体数			
	環境学習講座等対応数(再生館講	件/年	82	100
	座、学び応援隊)			
	キッズISO応募数	人 / 年	1,626	1,500
			(入門編+初級編)	(初級編のみ)
	こどもエコクラブ登録団体数	団体	5	15